

第104回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和3年9月2日(木曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永	代表監査委員	中井幹夫
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 発議第 3 号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）
日程第 5. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 6. 報告第 5 号 放棄した債権の報告について
日程第 7. 報告第 6 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
日程第 8. 報告第 7 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
日程第 9. 報告第 8 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
日程第 10. 報告第 9 号 株式会社元気工房さよの事業報告について
日程第 11. 承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号・R 3.7.1 専決第 20 号））
日程第 12. 議案第 79 号 財産の取得について（佐用町マイクロバス 1 台）
日程第 13. 議案第 80 号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
日程第 14. 議案第 81 号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
日程第 15. 議案第 82 号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
日程第 16. 議案第 83 号 佐用町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 17. 議案第 84 号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
日程第 18. 議案第 85 号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 19. 議案第 86 号 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 20. 議案第 87 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 21. 議案第 88 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 22. 議案第 89 号 佐用町商工業振興基本条例の制定について
日程第 23. 議案第 90 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 24. 議案第 91 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 25. 議案第 92 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 26. 議案第 93 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 27. 議案第 94 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 28. 議案第 95 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 29. 議案第 96 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 30. 議案第 97 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 31. 議案第 98 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

- 日程第 32. 認定第 1 号 令和 2 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 2 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34. 認定第 3 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 4 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 5 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 6 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38. 認定第 7 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 8 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 40. 認定第 9 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 41. 認定第 10 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 42. 認定第 11 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 43. 認定第 12 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 44. 認定第 13 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 45. 認定第 14 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
日程第 46. 決算監査報告について
日程第 47. 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第 48. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 49. 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第 50. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第 51. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（石堂 基君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 104 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、誠に御苦労さまです。

開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

私事でありますけれども、かねてから治療を続けており、その都度、皆さんに大変ご迷惑をおかけしております。

特に、先般、7 月に入ってから体調を著しく壊しまして、本当に多数の方にご迷惑をかけ、そして、また、心配をしていただきました。ありがとうございました。

おかげをもちまして、治療のほうも順調でありまして、非常に頭の上だけはすっきりしております。

ただ、体調のほうは、以前と変わらない状態に戻りつつあるので、また、いろいろと議会活動において、皆様のほうにご迷惑をかけたり、ご協力をお願いすることが多々あるかと思っておりますけれども、精一杯、この 9 月定例会を頑張ろうと思っておりますので、重ねて、よろしく願いいたします。

また、引き続きですけれども、治療中のため、着帽したままで、議事の進行に当たらせていただきますこととお許しをいただきたいと思っております。

さて、今期定例会には、発議 1 件、報告 6 件、承認 1 件、令和 3 年度一般会計補正予算などの議案 20 件、令和 2 年度各会計決算の認定 14 件、選挙 1 件、諮問 1 件の合計 44 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いをし、開会の御挨拶とします。

町長、挨拶をお願いします。庵途町長。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

9 月の定例会開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

9 月に入りましたけども、今日も朝から、こうした雨模様。天気予報、長期の、これから見ますと、また、前線が停滞をして、しばらくうっとうしい天気が続くようであります。

また、コロナウイルスの感染の拡大も、なかなか防止ができず、止まらず、緊急事態宣言が県下にも発令が続く中でこの定例会、議会の開会となりました。

9 月定例会におきましては、例年どおり令和 2 年度の、前年度の各会計の決算、また、補正予算や多くの案件を上程をさせていただいております。それぞれ、非常に重要な案件でありますので、慎重な審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、決算に当たりましては、先般、新しく監査委員にご就任をいただきました中井監査委員に、今日、議会に出席をしていただいております。後ほど、決算報告をしていただきますので、その点も、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

コロナの感染が、非常に心配される中でありますけれども、十分、感染対策、注意を払いながら、それぞれ、お互いに健康に留意しながら、この 9 月定例会、非常に 28 日までという長期間にわたる議会でありますけれども、最後まで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

議長（石堂 基君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 104 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長及び中井代表監査委員であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1． 会議録署名議員の指名

議長（石堂 基君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。11 番、岡本安夫議員。12 番、西岡 正議員。

以上の両議員をお願いします。

日程第 2． 会期決定の件

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 9 月 2 日から 9 月 28 日までの 27 日間とした

いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月2日から9月28日までの27日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（石堂 基君） 続いて日程第3に入ります。
行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（石堂 基君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第4．発議第3号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）

議長（石堂 基君） それでは、日程第4、発議第3号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）についてを議題とします。
提案に対する提出者の説明を求めます。13番、平岡きぬゑ議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） おはようございます。
発議第3号について、提案者として、説明を行います。
提案は、添付しております核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）を朗読したいと思います。

1945年8月、2発の原子爆弾が、広島と長崎に投下され、市民の尊い命、生活、人生が無残に破壊されました。それから76年以上心身に傷を負いながらも、核兵器のない世界を願って生きてこられた被爆者の声や世界の平和を願う人たちの声が、大きなうねりとなり、国際社会の共同により、2017年7月、核兵器禁止条約が採択され、2021年1月22日には条約が発効しました。

この条約は、核兵器が、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章など国際法に反するものであるとしており、核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発・生産・実験・製造・取得・保有・貯蔵・使用とその使用威嚇にいたるま

で、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みをも示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記し、被爆国や被害国の国民の願いに全面的に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものとなっています。

2021年6月現在、条約調印国はアジア・ヨーロッパ・中南米・アフリカ・太平洋諸国の86か国、批准国は55か国となり、さらに各国で批准に向けた努力が行われています。

唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者と国民の願いに応え、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請するという内容です。

日本政府が核兵器禁止条約に加わるならば、重ねて申し上げますが、国際社会の期待に応え、高い道義的地位と信頼を得ることになると思います。それは、核兵器廃絶への流れに勢いを与え、核保有国に対する大きな政治的圧力となり、7割を超える日本の国民ですが、菅内閣支持層でも、約6割が核兵器禁止条約の参加を求めています。国民的な合意を受け止めて、自治体として、議員としての判断をぜひよろしくお願いいたします。

以上で、提案を終わります。

議長（石堂 基君） 発議第3号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10番（山本幹雄君） 反対討論を行います。

前回、反対討論を行いました。そして、今回も同じ内容の核兵器禁止条約の署名と批准を求めるではありますが、確かに、一事不再議で、その事件は、その会期中に再議することはできません。ただ、次の会期においては、再議することは可能です。よって、今定例会に発議することに問題はありません。

しかし、状況として、前回の提案からこの佐用町も日本国も何も変わっていない。世界中が核兵器を反対し、どの国も核兵器を廃棄するということが国連において締結でもされ、事実大量の核兵器が破棄されているというのであれば、前回の反対が賛成に変わる要因と言えるが、そのような事実はまるでない。

日本国のように、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずという非核三原則を遵守する国で核兵器の廃絶を叫んでみても、現実にリアルがない。まして、佐用町のような小さな町で核兵器反対と叫ぶより、核兵器を保有する隣国へ行き、核兵器反対の抗議活動を行うほうがよほど有意義である。

我が国、日本国においては、核を持たないというスタンスに何ら変更はない。前回の反対を賛成にしてもらおうというのであれば、先ほども述べたように、近隣で核保有されて

いる国々へ赴き、佐用町で提案されているような核兵器禁止を堂々と訴えてくるべきである。その成果を持って我が国、日本でも核の傘下で、非核の道へ進もうというのは筋である。

前回提案し、否決されたので、今回もというのであれば、あまりにも安直である。

そして、今回、意見書案にも書かれているが、「この条約は核兵器が破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章など国際法に反するものであるとしており」となっている。この意見書からも分かるが、核兵器にしる、通常兵器にしる、国際法ではどうすることもできないものであると、提案者自身が十分理解されていることが読み取れる。

国際法でどうすることもできないものを、軍隊さえ持たない我が国で、アメリカの核の傘下で何とか我が国の安全保障を国民の生命・財産を安全を守っている我が国がアメリカの核の傘下であることを非難することにおいて、およそ賛成はできません。アメリカの核の傘下を非難するということは、日本はアメリカの核の傘下を自ら進んで出て行くということになります。アメリカの核の傘下を外れた時、我が国の安全保障は誰が見てくれるのか。軍隊さえ持たない我が国の安全保障を誰が担保してくれるのか、そういった議論もなく、単純に日本が非核禁止条約の署名・批准などできるわけがない。

前回も述べさせていただいたが、拓殖大学の佐藤さんが、「日本が賛同することというのは核軍縮の現実性を遠のけ、自国の安全保障を危うくする。このことは、日本が禁止条約に参加し拡大抑制を断るのである。日本は、周辺国の核兵器に対し、独自の方策を講ずる必要があり、場合によっては核兵器廃絶とは逆の政策を推進することになる必要性が生まれる。禁止条約に加入するということは、米国の核の傘下から抜け出すということである。条約は、核保有国に核兵器の廃絶を迫る形にもなっており、核兵器を受容する国とそれ以外の国とで国際社会を分断することになる」と言われている。

安易に提案するのはよいが、佐藤さんが言われるようなリスクについては、どのように考えられているか。どのように対処しようというのか、前回の討論から何の進展も話もなく、再び、核兵器禁止と言われても、あまりにも無責任としか言いようがない。

佐用町議会に対してではなく、日本国民に対して無責任としか言いようがない。

核兵器禁止条約をつくることは、本来、非常に素晴らしいことと思う。いや、核兵器だけでなく、全ての武器、人間を無残に傷つける、殺害する道具は禁止するべきであると言いたい。

ただ、前回の反対討論でも言わせていただいたが、世界中で、その歴史観が違う。よって、正義も違ってくるということである。

現に、我が国、日本から見た場合、非常に理解しにくいことであるが、アフガン問題においても、かの国、かの地域においては、それが正義なのである。

日本は、世界的に見てまれな国である。長い間、民族が交わることなく、ほぼ単一民族として、その正義感は統一することができ、1つの正義感だけで物事を、犯罪を裁き、対処することができてきた。

しかし、世界は違う。人種の対立。民族間の対立。宗教観の対立。そして、政治的な対立など、様々な対立抗争が続いてきた。この抗争を、戦いを1つの尺度で考え、答えを出すことは無理である。

そのような状況の中、核兵器禁止条約を推進してみても、置かれている状況が地域により大きく異なり、1つの政治尺度で裁くことができない状況では、その効力に期待ができない。

今、核兵器反対と叫ぶのであれば、まず、世界で統一した正義感、倫理観を共有し、同じ制度のもとで、事のよしあしを裁ける、統一した法制度の確立が先である。統一した見解で法整備が確立し、その法に反対する国々を裁くことができるようになれば、日本国も

アメリカの核の傘下から外れ、核兵器禁止条約の批准を喜んで行えるよう佐用町としても批准を求めることができる。

ただ、今の世界情勢を鑑みた時、簡単に核兵器禁止条約に批准を求めることはできない。今の世界の状況において、核の脅威が近隣諸国である以上、日本国としては、核の傘下に入り、日本国民の安全と安心を守る義務が政府にはある。佐用町民としてもそれを望む。

また、安全保障の問題は、核の問題だけではなく、近隣諸国がミサイル発射実験をたびたび行っている。そして、南の島々には近隣の国が国境線をたびたび侵し、地域の住民は安心して漁にも行けない危険水域となっている。

諸外国では、自分の国を自国の軍隊が守る。しかし、日本国は軍隊がない。誰が守るといえるのか。守ってくれるかどうか分からない。核の傘から日本が外れるようなことになれば、それこそ、日本近海において、今まで以上に危険水域になってしまう。今まで以上に国境線を侵す国が出てくる。日本の安全保障は、さらに危機に陥るようなことはできない。

それらを考えた時、とても今回の発議に賛同できない。よって、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書に対し反対し、討論とする。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 発議第3号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）の採択の賛成討論を行います。

12月議会の発議から大きな変化は今年1月、条約が発効し、国際法上で初めて違法とされたことです。

日本政府が、この核兵器禁止条約への参加を拒む最大の理由としているのは、これに参加すると核抑止力の正当性が損なわれるというものです。

それでは、核抑止とは何か。それは、いざという時、核兵器を使用することをためらわないということであることを前提にした議論であります。

アメリカの国務長官を務めたジョージ・シュルツ氏は、こう言っています。核抑止というのは、いざというとき使えなければ抑止にならない。それでは、何十万、何百万人の市民がいるところに核兵器を落とせるか。文明国の指導者だったらそんなことはできない。落とせないのだったら抑止にならないと言っています。

もう1つ、日本政府が条約に参加しない理由として、法的理由で入らないということではないとして、入らないのは我が国の方針であると述べています。方針とした政治判断の大きな要素が日米安保条約ですが、日米安保条約は核兵器禁止条約に参加することを法的に禁止しているわけではありません。安保条約には、核兵器という言葉は一言もないわけであり、核兵器の使用や威嚇を「援助、奨励、勧誘」しないなど核兵器禁止条約の義務を履行さえすれば、安保条約のもとでも禁止条約に参加することは可能です。

今年、8月6日に開かれた広島平和記念式典の後で、広島県原爆被害者団体協議会の佐久間邦彦理事長は、菅首相に対し、被爆国である日本が批准すれば、世界に大きな影響を与え条約に参加する人は増えると迫りました。この被爆者の声を真摯に受けとめ、この意見書に賛同いただきますよう議員各位にお願いし、討論といたします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありませんか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 発議第 3 号、核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

核兵器禁止条約は国際的に核兵器を禁止する規範が確立されたという点からも意義はあるということだと思いますが、日本は唯一の被爆国として核兵器のない世界を目指す必要があります。そのためには、核兵器の削減、軍縮、廃棄へ向けた取組を積み重ね、保有・非保有国家の仲介役としての役割を果たしていくことが重要であると思います。

政府は核拡散防止条約運用検討会議に向けた提言を取りまとめることを 4 年前に決定し、各国と協議をした取組を進めています。

核兵器禁止条約は、いまだ核保有国などが参加しない中での採択であり、実質的な核兵器廃絶につながる目途が立っていないこと。保有国と非保有国がともに連携して、当面の課題を解決する必要があること。政府として、国益にかなう今後の核兵器問題に対する取組を見極める必要があるという考えで賛同できません。

以上、反対討論とします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 3 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、少数です。よって、発議第 3 号は、否決されました。

日程第 5．報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、報告第 4 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 4 号、財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算における健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となります。令和 2 年度の数值は 83 億 9,417 万円、うち臨時財政対策債発行可能額が 2 億 4,995 万 1,000 円

でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率についてでございますが、一般会計等の実質収支は1億5,471万1,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、1.7%でございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、平成30年度から令和2年度、各単年度数値の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成30年度が2.8%、令和元年度が1.2%、令和2年度が1.0%となっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数値が改善し、将来負担比率はマイナス84.5%となり、比率は算定されません。

以上のとおり、4指標全てが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しているところでございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告を申し上げさせていただきました。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第6．報告第5号 放棄した債権の報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第6、報告第5号、放棄した債権の報告について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第5号、放棄した債権の報告につきまして、ご報告申し上げます。

令和2年度に佐用町債権管理条例第16条の規定に基づきまして70件、563万5,453円の債権を放棄をいたしました。

1つ目の債権は、住宅新築資金貸付金等でございます。

放棄理由といたしましては、消滅時効が3件、462万7,229円。生活困窮が1件、76万3,800円で、合計4件で539万1,029円でございます。

2つ目は、簡易水道事業使用料でございます。

放棄理由といたしましては、破産免責等が66件、24万4,424円でございます。

以上、報告をさせていただきます。終わります。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第7．報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第7、報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。
浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） ただ今、上程いただきました報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、別添報告書のとおり提出いたします。

評価にあたりましては、令和2年度から令和6年度の5カ年間を計画期間とする第3期佐用町教育振興基本計画に基づき実施します。今年度が初年度で、第2期計画の評価を踏まえた上で、新たに基本理念を実現するための基本方針を3つに集約し、それぞれの13の基本的方向と、35の施策について評価を実施いたしました。したがって、今回は前年度比較の欄がありませんので、ご理解ください。

評価方法は、全小・中学校及び行政担当課がそれぞれ該当する項目を4点から1点で自己採点し、その合計点を100点満点に換算したものを、さらに、AからDの4段階評価に置き換えたものです。

評価基準は、90点以上を「目標を上回った」としてA評価に、70点以上89点以下を「ほぼ目標どおりだった」としてB評価に、50点以上69点以下を「目標をやや下回った」としてC評価に、49点以下を「目標を大きく下回った」としてD評価としています。したがって、数値を4段階評価に当てはめるため、1点の差でAからDの評価が左右されることもあり、評価結果はあくまでも傾向として見ていただければと思います。

評価結果の総括を7ページに記載しております。

13の基本的方向については、全ての項目がB評価となり、35の施策についても、全てがB評価の結果となりました。施策を実施するための主な取り組みの評価においては、一部C評価がありますが、これはコロナ禍における事業の削減が原因であります。

また、各項目をとおして、担当課が自己分析した成果と課題及び3人の外部有識者評価員による意見をいただいておりますが、毎年行うこの評価は、単に評価点を憂慮するのではなく、事業の分析と課題の整理を再認識することができ、より充実した教育の振興に繋がっているものと評価しております。

なお、この報告書は町ホームページ等にも掲載し、広く住民の皆様にも公表することといたしております。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、教育長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 8ページの「豊かな心」の育成ということで、下の②番ですけれども、国や郷土の伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実がCですね。

それから、11ページ、一人一人の個性を生かした子どもたちの学びを支える環境の充実の中で、佐用町教育研究所研修講座の充実、これもCですね。

地域人材等の積極的な活用の推進、これCですね。

これは、数字だけで、ちょっと分からん部分があるので、ちょっと、お尋ねしよんですけど、教育長は、今、コロナ禍でできなんだかというようなことをおっしゃったんですけども、これCということは、その後、ちょっとでもBにするために、そういうやつは全然コロナでできなんだという解釈ですか。これは、そこらへんは、どんなんでしょう。内訳。中身。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育長。

教育長（浅野博之君） それでは、お答えします。先ほども言いましたように、大まかな要因としては、コロナの影響で、それぞれ地域での伝統文化の行事とか、そういうのが中止になっておりますので、それに参加することができなかったということで、C評価になっております。

それから、一人一人の個性を生かしたという11ページの項目ですが、研修所の講座の充実についても、研修所の幾らかの講座については、やはり講師を呼んでの講演とか、いろんな話になりますので、講師さんのほうも大学から、やはり外部に出ることは、ちょっと控えてほしいという要請を受けているとか、そういったことで、講師の関係もありますし、町内の教職員を集めるということ自体についても、昨年度については、ちょっと、まだ様子が分からない状況もありましたので、中止にしたりということで、講座自体があまりできていないということで、本年度については、徐々に、そういったことも考慮しながら、感染予防に努めながら、すこしずつはやっていっておりますので、昨年度の反省を踏まえて、できるところから工夫してやっております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 初めに、新しい計画の6年度までの初年度だということなんですけれども、前年度は、もっと項目があって、パッと見たら分厚い評価の報告されていたんですけど、これが少なくなった、まとめられたというのは、どういう理由なんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 以前の第2期については、当初につきましては、第1期からの傾向を受け継いでおりまして、割と細かく分けていたんですが、これが、こっちにも、こっちにも同じような影響を与えるということ、評価と影響を与えるということで、いろんな課題もありましたので、今回の第3期については、県の総合プランのほうに、様式を合わせて、県の施策と連携しながら佐用町もやっていくという形で、こういう形にまとめさせていただきました。

9番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 失礼しました。金谷議員。

9番（金谷英志君） そしたら、項目で、12ページのGIGAスクールの構想ということで、課題としては、効果的な研修を、他の市町教員と意見交換を積極的に行うなど、研修を進めるということなんですけれども、タブレットなりのハード面の整備はできたという、それを確認できたかどうかということと、それから、先生なり、教職員の研修は今後どういうふうな、具体的な本年度、昨年度踏まえて、研修はどういうふうにやられる予定なんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） ハード面の点ですけども、タブレットにつきましては、これまでの議会でもご報告させていただいているように1,058台、3月中に配備できております。

教職員の研修につきましては、昨年度、本年の2月から既に研修を始めております。2月1回。それから、本年度になりましてから、6月から各学校を回っていただいて、メーカーから講師をお呼びして、各学校回っていただいて、全教職員を対象に研修を進めております。

また、それから、町の教育研修所のほうでも、そういった講座を持ちまして、播磨西教育事務所から講師をお呼びして研修を持つなどしております。

また、今後につきましても、各学校の情報担当の先生方、また、代表の校長、教頭先生方にお集まりいただきまして、情報教育のプロジェクト会議を設置いたしました。この中で、それぞれの学校の取組を紹介したり、ほかの学校の取組を学んだり、問題点を出し合いながら、お互いに全体のレベルをスキルアップしていこうということで、取り組んでいく予定にしております。以上でございます。

[金谷君 挙手]

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） そしたら、11 ページのいじめ対策について、お伺いしたいんですけども、国としてもソーシャルワーカーなんかの配置も 1 つの自治体ごとですけれども、ある程度配置するとかいうこともあって、全国的にも、まだまだ、悲惨ないじめというのがニュースなんかでも見ますけれども、ソーシャルワーカーと、それから、先生との話し合いみたいなんも必要かと思うんですけども、その点の先生が、その子供に寄り添った対応ができるか。先生も、なかなか忙しくて、多忙化の中で、いじめの対応が、先生ができたかどうか、その点はどうですか。

[教育長 挙手]

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 細かいいじめも早期に発見するというので、定期的には生活アンケート等取っておりますので、そういったところで、子供たちの変化を見逃さないということで、常に先生のほうは目を光らせておるといような状況で、事例があれば、絶えず指導に入っておりますので、なかなか今度、SNS については、なかなか先生たちも、そういうところでは、やっぱり他の子供たちの情報とかからの情報でしか、なかなか把握できないという部分もありますけれど、未然に、情報モラルとかの指導をしながら、未然に防ぐという形で研修はしております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 8．報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8、報告第 7 号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。
庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 7 号、専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本件は、相生市矢野町の県道 44 号線において発生をいたしました公用車の接触事故において、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和 3 年 4 月 30 日午後 7 時 23 分頃、兵庫県相生市矢野町内の県道 44 号線において、町健康福祉課職員が運転する公用車が登坂車線を走行中、走行車線を走行していた相手方車両が方向指示器の使用なく登坂車線側に接近し、当方運転車両の右側面に接触したというものでございます。

双方保険会社の査定により、町として国家賠償法第1条に規定する賠償責任を認め、町側の過失割合を10%とし、双方車両の修理費110万8,500円のおよそ10%に当たる10万円を相手方に支払う内容で、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて、6月30日に専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上、終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10番（山本幹雄君） これ読ませてもらって、相手が90%が悪いということなんで、110万円のうち、90%が向こうが悪いので、うち10万円こっちが払うんですけど、どう見ても、これでいくと、相手がぶつけてきておるんだから、佐用町の車に対する補償というのは向こうが90%はしてくれているんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 双方の車両修理費110万8,500円のうち、10%に当たる10万円が、こちらが支払うべき金額ということでございます。以上です。

10番（山本幹雄君） 違うがな。それは、聞いたがな。

総務課長（幸田和彦君） こちらに対する9割は向こうに払っていただいているということでございます。以上です。

10番（山本幹雄君） 払ってくれるんやな。はい、了解です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） これ今、町長の説明聞いていまして、これは年間で何件か交通事故があったりしますけれども、ちょっと、この件は、和解という形は簡単にしないという形がいいのではないかなというふうに思います。

これは、日にちを見ると、4月の30日で、7時23分ということは、もう暗くなっているというふうに思いますし、相生市能下というのは、多分、上り坂かなというふうに思うんですけども、説明にありますように、方向指示器の使用なく登坂車線側に接近し接触

ということですので、100台車がありますと、年間で、例えば、10件近く事故があつたりするというのは、これはある意味、自損事故も含めてですけども、年間で、そういう確率としてあるんですけども、これは明らかに、この方向指示器もなく接触するという事故ですので、このあたりについては、そもそも最初から和解というふうな形は、和解という形を選択された理由を含めてですけども、私は、ちょっと、なかなか、和解しなくて、やっぱり争うべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 事故には、いろんな原因があります。

今回の場合には、先ほど、議員も確認いただいたように、本来、道路交通法上は、そういう安全確認、そして、方向指示器も、当然、点灯しながら走行しなきゃいけないという中で、方向指示器が出されなかったと、こういう相手方の過失が非常に大きいということでもあります。

ただ、こうした事故が起きた場合に、よく言われるように、お互いに走行していると。私どもの職員においても、相手方のそうした大きな過失があつたとしても、常に、やっぱり安全を確認しながら走行しなきゃいけないという基本的な義務があります。

やはり事故が起きた時に、当然これ、交通事故の保険に加入をして、双方がそれぞれ加入をしているわけです。保険会社同士の、当然これ話し合いと言いますか、査定になってくるわけです。だから、その中で、その損害割合というものを、こちらが弁護士を立てて、相手方が100%悪いんだから100%見るべきだというような、そうした訴訟なりを起こしたとしても、実質、お互いに走行しているという状況の中で、100%ということは、なかなかあり得ないということで、認められないということで、10%ということであれば、これは相手方の過失が大部分だということの上での割合ですから、保険会社同士の話、査定、お互いの合意の中で、それを町が認めると。

だから、これは私どもが加入している保険会社から相手方に対しての費用を見るという形になるわけですから、それは、そういう手続きを踏まないと、町が特別に和解をしないほうがいいと言われても、和解をしないのであれば、それは改めて、損害賠償請求の手続きをしなきゃいけないというようなことになりますから、そこまでは、することは、なかなか、社会の今の交通事情、次々と、こういうことが起きる中では、保険会社同士が、そうした状況を、お互いに査定をしあつて決めていく、それを認めるか認めないか。通常は、その中で常識的には認めるという中で、解決をせざるを得ないということだと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 平成25年11月に刑法とは別に危険運転致死傷罪というのが設けられた。これは、社会問題になりましたアルコール、あるいは薬を飲んでの危険運転ということがきっかけでありましたけれども、今回のケースもけがも、人身事故にはなっていないんですね。なっておりますけれども、やっぱり危険運転を生じさせる、致死傷罪に、もしくは、起こしてしまうというおそれがあつたというふうに思うわけですね。

ですから、町長は、施政方針の中で、安心・安全ということが一番に言われたんですけ

ども、町職員の安全・安心ということを守るという観点からすると、例えば、この危険運転致死傷罪と設けられた後、ドライブレコーダーの設置というふうなことが推奨され、かなりのところが事業者含めて設置を進めておられます。

先ほどの町長の説明で、損害保険会社同士の話の中で、これを認めていかないと先へ進まないというか、多分、その時の目撃者も何もないわけですから、そうすると、ドライブレコーダーが設置されていたのかどうなのか。あるいは、ほかの車も含めて、設置の状況なんかについて、今、分かりましたら教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 事故を起こした車につきましては、ドライブレコーダーは設置しておりませんでした。

それと、今の状況でございますけども、公用車の保有台数、令和3年4月1日現在、202台ございます。そのうち、ドライブレコーダーを搭載しておりますのが48台でございます。この48台の内訳ですけれども、主にスクールバスと保育園の送迎バス。さよさよサービス、コミュニティバスといったようなお客様を乗せるというような車にはつけております。

ただ、一般公用車につきましては、13台つけております。これにつきましても、議員が言われましたとおり、徐々にドライブレコーダーの設置は必要かと思えます。

また、新規購入する場合につきましては、オプションではございますけども、つけるような形で購入しております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 先ほど言った法律ができた経緯というふうなことを踏まえて、今後は、ドライブレコーダー設置というふうなことをね、今、ある分は4分の1ほどが設置済みということのようですけれども、やっぱり何度も繰り返しますけれども、やっぱり、けががなかって、大きな事故にならなくてよかったというふうには思いますけれども、やっぱり、そういうことが生じさせる事象かなというふうに思いますので、これは、やっぱり、そういう新しい法律ができておりますので、その観点からすると、安易な和解というのは、これは、ちょっと、やっぱり今後は、ドライブレコーダーの設置も含めて考えていく必要があるのかなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、職員の安全もですけれども、当然、相手方に対しての安全も、職員も十分、それは、注意しなきゃいけないということでもあります。

そういう危険運転の防止についての、非常に法律的にも厳しい法律ができております。

そういう中で、当然、警察のほうへ、これ交通事故ですから、当然、県警としても、その違反については、捜査をして、それによって、そうした重大な危険な行為、こういうことについては、そういう法律に基づいて処罰をされるということでもあります。

結果として、人身事故でなかったからというわけではないんですけれども、こうした今回のような事故について、これは、十分、1つの教訓として、職員のほうも安全運転に努めなきゃいけないというふうに考えております。

ただ、やはり、こういうことが、どうしても起こり得ること。これは、誰にも、どうしても不注意で起こるという場合もありますので、そうした場合には、こうした後の処理としては、公用車の場合には、その公用車運転した職員に責任として処理させるわけにはいきません。町として、こうした対応をさせていただかなければならないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金澤議員。

1 番（金澤孝良君） 単純な質問なんですけれども、公用車には、任意保険は加入はされていないのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 保険は全て加入しております。任意保険も加入しております。以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、加入をしておりますから、こうした事故の場合には、当然、警察の捜査によって、事故の捜査というのは受けますけれども、後の損害についての割合とか、そういうことについては、そういうことを基にして、保険会社同士で話し合い、お互いに査定をし合うということで、お互いの持ち分というのを、損害割合とか責任割合を見ているというのが、これは今の事故、お互いに、どんな事故の場合でも、大体、そういう方法で、任意保険に加入していない場合は、強制保険ですから、なかなか難しい点があるんですけれども、町の車両につきましても、全て、そうした任意保険に入っていますから、保険会社のほうに知らせて、保険会社で処理をしていただくという形になっています。

議長（石堂 基君） 議員並びに、当局の皆さんにお願いがあります。

ただ今、付議されています案件は報告であります。既に、処分されている専決処分の内

容について、その和解の内容が報告されているものです。質疑の中で、これ以外の項目に飛躍して質疑を進めるようなことがないように、十分留意をしてご発言をお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第9．報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

町長（庵途典章君） 続いて、日程第9、報告第8号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第8号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、佐用町三日月において、公共下水道管が老朽化により破損し、水田へ下水が流入したことにより、令和3年における当該水田に作付けをし、米を収穫することができなくなった損害について、相手方とその賠償額を決定をし、和解したことを報告を申し上げます。

事故の概要は、令和3年6月5日午後0時30分頃、佐用町三日月1723番地1の地先、水田の耕作者より連絡を受け、担当課職員が現地を確認したところ、町が管理している下水道管が老朽化により破損し、当該水田に下水が流入していることが判明をいたしました。即日、下水道管の修理は行いましたが、下水の流入の影響により令和3年の米の作付けが出来ない状態が発生をし、収穫を得られない実害が生じました。

このため町下水道管理者として、下水道管の管理に瑕疵があり耕作者である相手方に令和3年の米の収穫及び保全管理の費用として7万2,700円を支払う内容で、7月19日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、賠償の額を定めて和解することを専決処分をさせていただいたところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） まず、原因です。老朽化による破損という一言でくくってあるんですけど、その老朽化での破損。

例えば、ポンプアップがあって、ポンプの圧がかかって、それで壊れたのか、破損の要因は、どのように対処されていますか。

何年頃に敷設されたものか。それによっては、今後、下水道を管理していくのにも、今後将来、影響を及ぼしてくることですので、ちょっと、お伺いします。

[上下水道課長 挙手]

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） こちらの下水道管の破損した管渠については、圧送管でございまして、こちらの圧送管が特殊な構造でございまして、踏切を横断するというようなことになっておりまして、深い位置に入れる必要がございました。

その中で、圧送管を町道側ののり面のほうに持っていきまして、なるべく掘削を浅くするような形で施工しておりまして、そこで町道側からのり面のほうに横断するような形で、それから90度の管渠で深く持っていくというような状況でございました。

ここの部分について、施工について、かなり無理があったようで、横断しておる横引きの管と縦引きの管が無理をして施工しておったようで、破断の状態は段差があったというようなことで、塩ビ管で施工しておるですけども、こちらについては、鉄管のように固い管ではありませんので、そういったことで、無理をして施工したため、老朽化により破断したというような状況であったと思われまます。

だから、そういった施工上のことで破断したというようなことが見受けられまして、通常の場合においては、そういったことは、老朽化による破断については、考えられないのかなと思っております。こちらについては、特殊な箇所であったためと思っております。以上です。

[小林君 挙手]

議長（石堂 基君） 小林議員。
元へ、下水道課長、設置年次は？

上下水道課長（梶本周作君） すみません。平成7年ぐらいの施工であったと思われまます。

[小林君 挙手]

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） ちょっと、今、聞くと、課長の答弁の中で、複雑な構造になっておるんですね、圧送管と、それから塩ビ。そこで、平成7年だから、継手、例えば、破損したの継手のとこだと思うんですね。それは、本当に老朽化なのかということ、僕、知りたかった。それで、その言うたら、無理な施工をしておるといふ発言があったので、今後、そういうところがあるのか。本来は、そういうことがあったら困るので、今回、修繕されたんでしょけども、今後、そういう材質、無理な施工、無理な施工はどの辺の範囲までいくのか分かりませんが、そういうことないように、修繕されたのかということだけ、ちょっと、押させておきたいと思ひます。

それと、もう1件だけ聞きたいんですけど、ついでに聞いてもいいですか。

議長（石堂 基君） どうぞ。

5番（小林裕和君） 賠償額の額なんです、これ妥当と思うんですけども、根拠ですね、

水田から得られる米の収穫による収入相当額と、保全管理費、これ水田を保全するんだらうと思うんですけども、元へ戻すという、その根拠、割合とか内容、ちょっと分かれば教えていただきたい。額については、妥当だと思うんですけども。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 今回の圧送管については、塩ビ管で、水道と同じように、鋼管の継手で施工して修繕をしました。修繕についても、私が立ち会いましたので、そのへんは、大丈夫かなと思っております。

現在、圧送管については、塩ビ管を使わずに鋼管であったりとか、鋳鉄管で施工しております。そういった部分では、そういった事故はないのかなと思っております。

それから、単価についてなんですけれども、こちらについては、水田の面積等は水稻生産実施計画書から取っております。それから、平均収穫量としましては、全国農業共済組合連合会の調査結果から用いています。米の単価については、農林水産省より告示されております共済金額、こちらを採用しております。そこから収穫想定額として5万700円を決定しております。

それから、保全管理の費用としましては、こちらについては、近隣の自治会長により、耕うん費用について、10アール当たり1万円というような形でいただきましたので、こちらの金額を採用しまして、面積と、あと年に4回耕うん作業をするということで2万2,000円を費用として計上しました。

それで、合わせて7万2,700円という形で、損害費用を想定しております。以上です。

〔町長「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 小林議員よろしいですか。小林議員。

5番（小林裕和君） 今、町長が言われた。

その面積が分からないので、面積、ちょっと教えてください。

上下水道課長（梶本周作君） 水田面積は5.5アール。こちらのほうを計画書より確認しております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） この件なんですけれども、老朽化ということなんですけれども、こういった似たような、ややこしい工事されていたようなんですけれども、似たようなところで、同時期にできた場合、同じように、また、ここだけじゃなしに、あちこちで出るようなことがないのかということと、ここで、漏れ出たというか、流れた下水の量、どの程度の量が出たのか。

そして、被害が、この下水が流れたのが、この水田だけで収まったのか。それとも、水路を通して、河川に流れ込むようなことはなかったのか。その点、確認させてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 流入した水量なんですけども、こちらのほうは、長期間、どうも流入したようで、ずっと田んぼのほうが入っていたというような状況で、期間的には、ちょっと、分からないんですけども、下水道のほうに浄化センターに入っている流入水量から、西村地区というところなんですけども、こちらが20戸程度ございまして、それで、推定しまして、約1日に18トン、西村地区から下水のほうに流れると、その中で、破断面積から5%程度が水田のほうに流れ入ったということで、約1日0.9立米程度、最大汚水が入ったのではないかと想定しております。

期間については、のり面のほうが雑草が生えておりまして、誰も、いつからというのが確認できておりません。水田のほうに入っているというのが、長い間、確認できておったんですけども、実際、耕作するに当たって、草刈り等した時点で、そういったもの判明したというような状況でございます。

ほかに、同様な件がないかということなんですけども、先ほど、申したとおり、ここはかなり複雑な構造の圧送管となっております。ほかについては、こういったケースはございませんでした。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この事故については、私も確認をして、田んぼの所有者の方には、耕作をする前、田植えをする前でしたもので、やはり耕作をしていただくということも考えたんですけども、やっぱり下水ですから臭いが、なかなか取れません。やはり、1年間、耕作を休耕してもらおうということで、それ以上の、入っている、その下水ですけども、工場廃水とか特別に有毒なものがあるわけではありません。通常、田んぼの中で、1年間、そうした耕うんをしていただければ、十分に土壌で分解をされるだろうというふうに見ましたので、1年間休耕していただくことで、お願いをしたところです。

量的にも、田んぼの、あそこは、ちょうど、川を渡って、角亀川を渡って、橋があって、そのすぐに鉄道、踏切があるんですけども、田んぼも、ちょっと落ち込んだ田んぼになっておりまして、川へ入っていくとか、それほどの量でもなかったし、そういう地形でもありません。

そういう中で、ある程度、早く発見できたということで、被害的には、そんなに大きな被害は出なかったというふうに思っております。

議長（石堂 基君） 児玉議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 10. 報告第 9 号 株式会社元気工房さよの事業報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 10、報告第 9 号、株式会社元気工房さよの事業報告について、町長より報告があります。
庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、報告第 9 号、株式会社元気工房さよの事業報告につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、ご報告を申し上げます。

株式会社元気工房さよの令和 2 年度事業報告及び令和 3 年度の事業計画については、お配りしております、株式会社元気工房さよ経営状況報告書のとおりでございます。

なお、決算は、設立の令和 2 年 7 月 3 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 9 カ月間となっておりますが、実質的には、3 直売所を経営統合をいたしました 10 月 1 日からの 6 カ月間となります。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的な事業展開は図れませんでした。統合後の各直売所の機能調整を行いながら、社員の配置転換等により、加工品の生産効率の向上や人件費の削減に取り組みました。経常利益は赤字となっておりますが、主には南光ひまわり館からの受贈益により、純利益は約 300 万円の黒字となっております。

今年度は、直売所・加工施設の基本構想策定に参画をし、直売所の目指すところを明確にし、適正な施設、設備の更新計画を策定していくとともに、社員確保に取り組みながら、商品のブラッシュアップや新商品開発による商品の魅力アップ、EC サイトの活用や、販売先における取扱量の拡大、販売先の開拓を行いながら、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめて、経常利益の黒字化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3 社の売上上、統合することによって長期金利とか、そういうようなのを借入し、また、その働く皆さんのご努力もあって、まだ、半年でございますが、貸借対照表とか、損益計算書、これらも段階的によくなってっております。

それで、一番最初のページにありますように、36 人の雇用があるんですけど、やはり高齢で 60 歳以上が 54%に近いということでございますので、これらの収益が改善していけば、若い人が働けるように、嫁さんもらって子供も育てていけると、そういうような人を、ある程度、今後、雇用していくようなことを考えていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） もちろん、今の状態で、本当に統合したばかりの元気工房さようが、順調な利益を設けて、次々と事業展開を図っていかねばならないと。また、もしくは、今の皆さん方が、社員の方が高齢により退職されたというようなことを間近に控えておりますので、そういうことがございましたら、今、岡本議員さんの意見も参考にさせていただきながら、若い人等の採用もしいてくような予定でございます。

ただ、なかなかやはり、採用につきましては、若い人の採用も難しいので、高齢者の採用のほうも、また、考えながら、事業展開を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の説明欄にあります令和 2 年度の事業実施状況の中に、それぞれ 3 社の施設の人員を不足したところに配置するとか、補ったり、集中したりとかいうような対応をしたということで説明があったんですけど、私は、三河のひまわり館、時々しか訪問できていませんけれど、統合されてから、非常にスタッフも少ないので、元気がない。それこそ、元気工房じゃないんですけど、元気がないような、ちょっと雰囲気を感じたんですけど、それぞれの人員を調整して、いろいろ対応されたかとは思いますが、そういうような、ちょっと、感覚もあったので、それぞれのある施設がお互いに元気になるような、そういうことで発展してほしいなと思うんですけど、そこらへんは、どうなんでしょうか。私の感じたところなんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 平岡議員さんおっしゃられましたように、南光ひまわり館、また、ふれあいの里上月もそうですけれども、統合することによって、事務局のほうは一本化するといった形で、今の現在の味わいの里三日月のほうに集中しております。

そのため、今まで、そういった事務系のお仕事をされている各施設の方々につきましては、本社といたしますか、味わいの里三日月に集中させていただいたということでございます。

それから、また、今の人員が足りない部分につきまして、特にみそ加工が大変人気があってという中で、それを充実させるために、南光ひまわり館のほうから、1 人、みそ造りの形ということで、異動させていただきました。

おっしゃるように、やっぱり人数減りますので、どうしても、そういった形は、なかなか今までと違って、にぎわいが、ちょっと少ないかなというような形には、なってしまうんですけども、これもやっぱり総合的な利益等を考えますと、なかなか、じゃあ、そこに人員をみんなつぎ込んで、にぎわすのかというのは、なかなか難しいことでございます。

店の展開につきましては、また、にぎわいができるように、おる限られた人員の中で、

そういった、にぎわいがあるような形には、常に努力はしておるところでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ひまわり館の場合、その油なんかを販売するのに、商品棚いうんですか、古いままと言ったら変ですけど、もっとこう斬新というか、きちんとお客さんが買いたいなというような、そういう展示の仕方であるとか、何か、急に元気がなくなったように、私は思ったので、そのへんも、もっと配慮して、地域にある施設を活気づけるようなこととしてほしいんですけど、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） おっしゃられるように、そういった人数のほうも減らしましたので、そこまで、今のところ目が届いていない部分もあるかとは思いますが、棚のほうの、やはり南光ひまわり館のまま、長いこと同じように展示されていること自体は事実でございますので、また、そういった中で、ポップ等工夫しながら、店に活気があるような、そういう雰囲気づくりは、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） 若い人を入れていきたいというような話もあって、私も期待はしたいなと思うんですけども、人件費ってどうなの。どういう基準なのかなと。

前、合併する前の話聞くと、それじゃあ若い子、来んだろう、人、来んだろうって、ただ、そういう中で、人がいない。人がいないと言っておったから、みそが造れません。豆腐がつかれません。それは、当たり前だろうというのを感じている。

その状況が、今も続いているようだったら、60 歳以上の定年した人だけを雇うというのならいいんですけど、それじゃあ、ちょっと、将来的なこと考えないと。若い人が頑張っ、そこで働こうかという夢がなくなるんで、やっぱり、若い子が、そこで働けるような状況、賃金体系になっているのかということ、ちょっと伺いたいと思います。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） やはり、若い人も含めて、従業員の方が、そこに勤めたいという、そ

ういう会社にしていかなければいけない。これは、これから将来の、その会社にとっては、本当に基本になることです。そのためには、やっぱり利益を上げないといけないという大きな課題があります。そこが、確保されないと、やっぱり人件費というものも、賃金なんかもアップができない。そういうような状況があります。

今まで、統合するまでは、各施設ごとに、そういった身分の状況も、当然、変わっていました。勤務形態も変わっていました。そういう勤務形態を、まず、一本化するということを、統合して、この決算の中で出ている、報告させていただいている半年の間に、そういった調整もして、この4月以降については、そういった人件費というんですか、賃金、そういうものも統一をさせていただきました。

ただ、現状は、本当に最低と言うんですか、一番収支の状況では、一番低いところで設定せざるを得ないという、今の現状があります。

と言うのは、この収益については、いろいろと町長の、報告もさせていただいたんですけども、人については人事交流もしています。南光のひまわり館、ちょっと手薄じゃないかというようなご意見もありましたけども、実際は、餅のシーズンになると、味里とか、職員が、そこに結集して、その受注に応えると。地域の、そういう販売に応えるということもしています。

そういう味里の職員が、上月のふれあいの里の売店のほうに行って、それで、その上月の職員が三日月に行く、そういうことの人事交流もしながら、賃金だけじゃなしに、働き方、働く内容、そういうことも共有できるように、共通できるようにということを、今、取り組んでいます。

ただ、今、山本議員が言われたように、魅力ある、若い人も来るような、そういう職場にするという点において、非常に、全てコロナのせいにするわけでないんですけども、それが、じわじわと、今、この元気工房にも影響を与えています。

この今の決算は、3月までの決算。設立したのは7月ですけども、実質は10月から、この3月までの決算の報告で、それも、ひまわり館からの、ひまわり館は、株式会社じゃなかったの、そこからの、いろんな棚卸しとか、そういうものが財産として、この元気工房には入りますので、そういうものを入れて、やっと黒字という決算を結んでいます。

で、春先からかけて、4月、5月、みその外販なんかも、かなりスーパーとか百貨店とか受注がありました。それで、その生産も、今まで1日2たるを、3たるにするとか、そういう形で対応してきているんですけども、ここ最近、非常に、やはり直売所の来客者が減っています。それと合わせて、直売所の魅力である野菜、そういうものが、この天候不順で、非常に品薄になっています。

それに加えて、やっぱり百貨店とか、そういう外販も受注が落ちてきています。

今、そういう中で、これから経営というものを、きっちりと立て直していかないといけないということで、コンサルも入っていただいて、経営方針なり、これからの体制なり、そういうものを、今、町のOBの職員、元職員が副社長ということで、汗を流して頑張らせていただいています。そういう中で見えてくる部分というのは、まさに、やっぱり、そういう若い人が働けるような、また、来ていただけるような賃金、そういうものも生み出していける、そういうところを、しっかりとしていかなければいけないというふうに思っています。

回答になるか分からないんですけども、現場のほうでは、もうすぐ1年たつんですけども、職員が、そういう交流をすることによって、元気工房の1職員という意識は、ひまわり館も含めて、今、醸成できてきているんじゃないかなというふうに思っています。これからが、スタートだというふうに思っています。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） 経営的にどうのいう問題が、外販の問題とか、いろいろあるしいうのがあったけども、一番、売上の問題は、さっきも言うたけど、人がいない。みそを造れんのんや。豆腐をつくれんのんやって、人がおらのんや、どうしよういうのを、ちょっと前の社長ね、名前は言わんけど、同級生しておったし、なかなか、そこらが大変なんやって、よく言われておったでね、まあ、そういうこと言うてええか分からんけども、一番問題なのは、人がいないということで、商品がつかれない。それは、売れんわ。そこが、問題や。

まず、人をしっかりつくって行って、つくれる人間があつて、結構、せっかく GI か、そういうのに登録もされた中で、販売のほうにも力を入れれば、何とか、今現在、外食はあかんけど、内食は、結構、どことも調子がいいと。そういうことであるなら、逆に、豆腐とかみそとかが売れなあかんということになってくる。

だから、そういう意味で、今一番の問題、ものをつくれないうことが一番問題なのかと思うので、そこらへんだけは、やっぱり人は要るということで、そういう人を確保するためには、人件費を考えていかなあかんのんじゃないかなというふうに思いますので、それだけ言うておきます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） えっ、答弁。坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 職員ですけども、やはりみその加工とかの職員。これは確かに統合する前、非常に高齢の方が主流で対応をしていただいていた。

その高齢の方が、統合することによって、ある程度の見切りというんですか、限界を感じられて退職をされるというのが、次々と出ました。

でも、その中で、また、若い人も、今、入っていただいています。

みそも、先ほど、お話ししたように、2たるを、受注に合わせて3たるにする。そういうのも、若い、これ男性の職員ですけども、入っていただいて、できるだけ人を回しながら、その生産にも応えています。

全体では、少しずつ世代交代ということは、なっているのではないかなと思います。

ただ、言われているのは、商品として、豆腐については、上月で売店等にも並べていたんですけども、それについては、今、少し人が足りないということで、手をかけていませんけども、それも最小限で、週に1回とか2回とかいう形では対応しているんですけども、この豆腐自体の原価と販売、これについては、非常に利潤的な面では非常に厳しい面がありますので、そちらのほうには、そちらのほうは、今、ちょっと足踏みしていますけども、本筋であるみそについては、今、お話ししたように、若干、若い人も入っていただいて、あるいは、ひまわり館のほうからも、人も行っていただいて、今、それには対応できているというふうに思っています。

売店のほうも、今まで、対応していた職員、そこは、お互いにいい点は改良して、今まで3人で朝から晩までというようなシフトじゃなしに、例えば、味里で取り入れていた、

多い時と少ない時、そういうものをかみ合わせながら、人も配置をしてきているという、そういうようには、人についても、非常に厳しい状況ではありますけども、今の現体制の中では、徐々に前に進んでいるのではないかなというように思っています。

〔山本君 挙手〕

議長（石堂 基君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） 僕がおった時にも、若い子おりました。上月に。

ただ、その子の賃金聞いた時に、正確に聞いたわけじゃないけど、そりゃ、若い子続かん。これじゃあ、駄目だ。魅力ないって感じたわけ。

そういう子らが、町長でも副町長でも、自分が仕事に行く場合に、どれぐらいのお金がほしいとかあると思う。これ、誰でもそうです。

自分が子供を育てなあかん時に、どれぐらいの給料が要るんだろうか。我が身をつねって人の痛さを知れてこと、自分でつねって痛さが分かったら、人の痛さも分るでしょう。そうなるということは、自分がいる時には、どれぐらい要るんだろう。自分が子育てしようと思ったらどれぐらい要るんだろう。そういうことも配慮できる、やっぱり行政にならなあかんだろうと。

だから、その時も、確かに若い子おりましたけど、これは続くかどうか。難しい。

だけど、若い子が入って続けられる職場にせないかんだらうなということ、私は、言っている。だから、その賃金体系はどうなっているのかということなんです。

若い子が来て、どんどん辞めていくようでは、話にならんしね。そこらへんを、考慮してもらいたいなということです。以上。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 15 分とします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 11、承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号・R 3.7.1 専決第 20 号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 11、承認第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

承認第 18 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 18 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の追加計上で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,490 万 1,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125 億 3,750 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 1,490 万 1,000 円を増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

次に、歳出であります。衛生費につきましては、保健衛生費 1,490 万 1,000 円を増額で、64 歳以下の町民を対象としたワクチン接種に係る経費を計上いたしております。

以上、専決をさせていただきました一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第 18 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 18 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 18 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 18 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 12. 議案第 79 号 財産の取得について（佐用町マイクロバス 1 台）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 12、議案第 79 号、財産の取得について、佐用町マイクロバス 1 台を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 79 号の財産の取得

につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、上程をしております財産の取得は、佐用町が保有をしておりますマイクロバス 2 台のうち、1 台を更新するものでございます。

本マイクロバスは、平成 12 年度中に調達をされ、運用から 21 年が経過をし、走行距離も約 20 万キロに達しております。

安全性を確保するためには、更新する必要があるために、このたび町内業者 6 社に見積もりを徴収し、8 月 4 日に開札した結果、2,120 万円、うち消費税等額が 191 万 8,819 円でございますが、佐用町家内 501 番地、有限会社福井サービス代表取締役、福井正直氏に落札決定をいたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 79 号については、本日即決とします。

これより、議案第 79 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 21 年たっておるということでございますけれど、6 社が入札、見積もり出したわけですけど、それ何%と。

それから、古い自動車はどうしますか。そこをお伺いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 何%といたしますのは？

〔岡本義君「予定価格」と呼ぶ〕

総務課長（幸田和彦君） 予定価格としましては、2,200 万円の予定にしております、購入は 2,120 万円ということでございます。

それと、もう 1 点、古いほうの分、これにつきましては、納車が来年 2 月ですので、それに合わせまして、公売という形で処分する予定でございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 79 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 80 号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について

日程第 14. 議案第 81 号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

日程第 15. 議案第 82 号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 13 に入ります。
日程第 13 から日程第 15 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 13、議案第 80 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから、
日程第 15、議案第 82 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてまでの 3
件を、一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 80 号、兵庫県市町
交通災害共済組合の解散について及び議案第 81 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散
に伴う財産処分について、並びに議案第 82 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変
更につきましても、関連がございますので一括して提案のご説明を申し上げます。

現在、県内 19 市町で構成をする兵庫県市町交通災害共済組合は、昭和 43 年から交通災
害共済事業に関する事務を執り行ってまいりましたが、近年、交通災害共済への加入人員
が減少しており、直近の約 10 年においては、毎年多額の基金取崩しが避けられない厳しい
事業運営状況になっておりました。

そのため、平成 29 年度に全構成市町による検討委員会において協議した結果、行政が実
施する交通災害共済事業については一定の役割を終えたとの判断から、交通災害共済期間
を令和 2 年 3 月 31 日までとし、令和 4 年 3 月 31 日をもって兵庫県市町交通災害共済組合
を解散することで合意を得ており、本町においても平成 30 年 6 月の第 82 回定例佐用町議
会において、交通災害共済期間を令和 2 年 3 月 31 日までとすることについて、議決をい
ただいているところでございます。

このほど、今年度末をもって共済給付請求可能期間である 2 カ年が満了するために、地
方自治法第 288 条の規定により、令和 4 年 3 月 31 日限りで同組合を解散することにつ
いて協議をするため、同法第 290 条の規定により、議案第 80 号、兵庫県市町交通災害共済

組合の解散についてを議案として上程をさせていただき、議決を求めるものでございます。

また、議案第 81 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、同法第 289 条の規定により、本組合解散後の財産処分について協議をするため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、設立基金の分配については、均等割りと累積加入人員により算定がなされ、佐用町においては 3,748 万 99 円が分配されることとなっております。

さらに、議案第 82 号、兵庫県市町交通災害共済組合同規約の一部変更についてでございますが、同法第 286 条の第 1 項の規定により同組合同規約の一部を変更することについて協議するために、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。この規約変更の内容についてでございますが、組合解散後の事務については、交通災害共済組合の管理者選出自治体である佐用町が承継することを組合で合意しているため、所用の規約変更を行うものでございます。

それぞれ、ご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 議案第 80 号から議案第 82 号までについて、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 80 号から議案第 82 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 80 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで議案第 80 号に対する質疑を終結します。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 80 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 81 号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで議案第 81 号に対する質疑を終結します。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 81 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 81 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 82 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで議案第 82 号に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 82 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 83 号 佐用町過疎地域持続的発展計画の策定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 16、議案第 83 号、佐用町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 83 号、佐用町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

国において、過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月に期限を迎えたことから、過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。

平成 12 年の過疎地域自立促進特別法制定時と同様に、法案成立による国からの一連の通知が今年の 4 月以降に発出されたため、全国の過疎指定を受けた自治体と同様、本町における計画策定も今年度初めからスタートをし、策定作業に当たってきたところござい

ます。

ご承知のとおり過疎計画は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上を目指して自治体が策定するものであり、計画を策定した自治体には、交付税措置を受けることができる過疎対策事業債の発行や、固定資産税の課税免除に伴う減収補てん措置などの財源措置がなされるものでございます。

新法に基づく本計画の主な変更点といたしましては、旧計画からの時点修正に加えて、過疎対策の重点分野として、今回、国の新法で追加された「移住・定住」や「人材の育成」、「地域の情報化」の項目を新たに設け、分野ごとに現況と対策を記載をいたしております。また、過疎対策の実効性が確認できる基本目標として、「人口」、「合計特殊出生率」、「社会減の緩和」を新たに設けております。

これを踏まえて、策定した計画案を7月全員協議会におきまして事前にお示しをいたしました。その後、パブリックコメント及び県との事前協議を行いました。その結果についてご報告を申し上げますと、パブリックコメントにつきましては、7月下旬から8月上旬に実施した結果、ご意見の提出はございませんでした。

県との事前協議につきましては、県からの主だった修正意見といたしまして、1点目に、過疎地域持続的発展事業、これは、計画に列挙している事業の中のいわゆるソフト事業になりますが、この具体的な事業内容の説明等を記載すべきとの意見がございましたので、計画巻末の事業計画過疎地域持続的発展事業分に説明を追記させていただきました。

また、2点目としまして、産業の振興の項目に情報通信産業について、その現況と対策を記載すべきとの意見がございましたので、新たに記載をいたしました。

なお、国の新法の有効期限は、令和13年3月31日までの10年間となっておりますが、過疎計画は前期5年、後期5年でそれぞれ策定するという指針がありますので、今回の計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年を計画期間としているものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第83号については、9月22日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第17. 議案第84号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

日程第18. 議案第85号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第17に入ります。

日程第17と日程第18については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 17、議案第 84 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について及び、日程第 18、議案第 85 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての 2 件を、一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 84 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定及び議案第 85 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法である旧過疎法が、令和 3 年 3 月 31 日で期限を迎えたことから、過疎地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法である新過疎法が国会で成立をし、3 月 31 日に公布をされ、4 月 1 日に施行されたことに伴ない本条例を制定するものでございます。

旧過疎法は、昭和 45 年以来、四次に渡り議員立法として制定をされたもので、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下をし、生産機能及び生産環境の整備が、他の地域に比較して低位にある地域に、総合的かつ計画的な対策を実施するために、必要な特別措置を講ずることにより、地域の自立化を図り、住民の福祉向上と雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格のある国土の形成を目的としておりましたが、本年 3 月 31 日にその時限法として期限を迎えたところでございます。

そこで、過疎問題懇談会において、新たな過疎対策に向けて、過疎地域の持続的な発展の実現がまとめられ、引き続き過疎対策を講じていくとともに、人口減少の加速や公共手段（休憩後、交通手段に訂正あり）の確保、医療・福祉分野の担い手の確保、ちょっと、休憩。

議長（石堂 基君） 休憩します。

午前 11 時 38 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、再開します。
どうぞ。

町長（庵途典章君） すみません。ちょっと、訂正をさせていただきます。

公共手段という言葉を使いましたけども、人口減少の加速や交通手段の確保、医療・福祉分野の担い手の確保、集落の維持、活性化等の課題に対応していくため、新過疎法として過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法が制定をされたところでござい

ます。

このことを受け、まず、議案第 84 号では、この新過疎法の制定を受け、過疎地域持続的発展計画を定め、この計画の中で振興すべき職種である振興業種を対象として、製造業や農林水産物等販売業、旅館業に、新たに情報サービス業を追加をし、これらの事業に供する設備の取得をした者等の申請に対して、固定資産税の課税を免除する特例を講じた改正でございます。

次に、議案第 85 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、旧過疎法が失効し、新過疎法の制定により関係条例を整理する必要が生じ改正を行うものであり、その関係条例は、佐用町企業立地促進条例及び佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の 2 つでございます。

佐用町企業立地促進条例では、第 6 条 1 号中の適用条例を改正するための一部条例の改正でございます。佐用町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例では、第 5 条の適用条例を改正するために一部条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、両条例では、条文中の佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例に改正するものと佐用町企業立地促進条例のみでは過疎地域自立促進特別措置法を過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に改正をするものでございます。

以上、それぞれ、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 議案第 84 号及び議案第 85 号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第 84 号及び議案第 85 号については、9 月 22 日の本会議で、質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 19. 議案第 86 号 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 19、議案第 86 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 86 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、最低賃金法に基づき、本年 10 月 1 日から兵庫県の最低賃金が 1 時間当

たり 900 円から 28 円引き上げられ 928 円に改定されることを受け、本町の会計年度任用職員の時給額の上限額を 1,710 円から 1,810 円へ引き上げるものです。

なお、過去 10 年間においても最低賃金は継続的に上昇していることから、今後の賃金上昇にも対応することができるように、時給額の上限額を設定をしております。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
ただ今議題にしております議案第 86 号については、本日即決とします。
これより、議案第 86 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 86 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 87 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 21. 議案第 88 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 20 に入ります。
日程第 20 と日程第 21 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 20、議案第 87 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び、日程第 21、議案第 88 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての 2 件を、一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 87 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び、議案第 88 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 87 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されましたので、国の基準省令に準じて制定をしている町条例の改正を行うものでございます。

今回の改正は、家庭的保育事業者等による保育が継続的に提供できるよう連携することが定められている保育事業者の対象範囲を、現況に合わせて条文の用語整理をするものであります。

次に、議案第 88 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されましたので、国の基準に準じて制定している町条例の改正を行うものでございます。

今回の改正は、先ほどの議案第 87 号同様に、条文の用語整理をするものであります。

なお、議案第 87 号と第 88 号にかかる家庭的保育事業と特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、現在のところ町内では実施をされていないことを申し添えます。

それぞれ、ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 議案第 87 号及び議案第 88 号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 87 号及び議案第 88 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 87 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで議案第 87 号に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 88 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで議案第 88 号に対する質疑を終結します。これより、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 88 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 89 号 佐用町商工業振興基本条例の制定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 22、議案第 89 号、佐用町商工業振興基本条例の制定についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 89 号、佐用町商工業振興基本条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

小規模企業の振興について基本となる事項を定める小規模企業振興基本法が平成 26 年 6 月 27 日に公布をされ、地方公共団体においても小規模企業振興に関する施策を策定・実施する責務が明記をされるとともに、小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、国、地方公共団体等は相互に連携を図りながら協力をするよう努めなければならないと規定をされました。

本町においては、小規模企業振興基本法が交付される以前から、既に商工業者及び商工団体等と連携をとりながら、商工業の活性化を図ってまいりましたが、改めて町、商工業者、商工団体の役割を明確にし、商工業対策のより一層の推進を図るため、商工業者の事業の持続発展や商工業施策などを盛り込んだ本条例の制定をするものでございます。

主な内容といたしまして、まず、第 3 条において、商工業の振興に関する基本方針といたしまして、商工業者自らの創意工夫及び自助努力を基にして、町、商工業者、商工団体及び町民が協働して商工業振興の推進を図ることを規定しております。

次に、第 4 条において、基本施策としまして、町の商工業者、商工団体及び町民が本条例の目的を達成するために実施する施策について規定しております。

次に、第 5 条から第 9 条において、町、商工業者、商工団体及び町民それぞれの責務や

役割を規定をしております。

まず、町の責務としまして、国、県、その他関係機関と連携をし、商工業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとするを規定をしております。

次に、商工業者の役割といたしまして、経営基盤の安定、強化、経営革新に努めるとともに、雇用の確保、商工団体への加入、まちづくり活動への参画、職業体験の機会の提供に努めることを規定をしております。

次に、大企業及び大型店の役割といたしまして、商工業振興のための事業に積極的に協力するとともに、商工団体への加入、商工業の振興に貢献するよう規定をしております。

次に、商工団体の役割といたしまして、商工業者の取組を支援する事業活動を行うとともに、関係機関と連携をして商工業の振興を進めるよう規定をいたしております。

以上のおり、本町における商工業の振興に関する基本施策や責務を盛り込み、商工業者や商工団体の役割を規定した本条例を制定するものでございます。

なお、本条例の策定に当たり、佐用町商工会と調整・協議を進め、本条例（案）を作成をいたしております。

以上、ご承認をいただきますように、改めて、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 89 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。議案第 89 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 89 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後 1 時 10 分とします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 01 時 10 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただき

ますよう、お願いいたします。

-
- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 23. | 議案第 90 号 | 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について |
| 日程第 24. | 議案第 91 号 | 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 25. | 議案第 92 号 | 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 26. | 議案第 93 号 | 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 27. | 議案第 94 号 | 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 28. | 議案第 95 号 | 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 29. | 議案第 96 号 | 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 30. | 議案第 97 号 | 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 31. | 議案第 98 号 | 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について |

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 23 に入ります。

日程第 23 から日程第 31 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 23、議案第 90 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案についてから、日程第 31、議案第 98 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案についてまでの 9 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 90 号から議案第 98 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 90 号、佐用町一般会計補正予算（第 4 号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 2,751 万 6,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 128 億 6,502 万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

地方交付税につきましては、このたび、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、1 億 4,987 万 2,000 円の増額でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金 22 万 5,000 円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 50 万円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、4,008 万 1,000 円の増額。うち、国庫負担金は 260 万 9,000 円の増額でございます。国庫補助金は 3,747 万 2,000 円の増額で、道路メンテナンス事業補助金の追加計上などによるものでございます。

県支出金につきましては、2,861万9,000円の増額。うち、県負担金は227万1,000円の増額でございます。県補助金は2,634万8,000円の増額で、ひょうご地域創生交付金の追加計上などによるものでございます。

繰越金につきましては、7,420万5,000円の増額で、令和2年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入4,385万円の増額で、兵庫県市町交通災害共済組合解散に伴う基金の残余金受入などがございます。

町債につきましては、938万6,000円の減額でございます。各事業において、事業費の増減に伴い、財源補正を行っているものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、特別会計につきましても、人件費は同様でございます。

まず、議会費につきましては、5万5,000円の増額で、人件費のみの補正でございます。

総務費につきましては、3,153万3,000円の減額。うち、総務管理費は3,283万3,000円の減額で、主に人件費の補正と防災行政無線の機器修繕料、備品費などを計上いたしております。徴税費は29万7,000円の増額。戸籍住民登録費は96万7,000円の増額。統計調査費は3万6,000円の増額で、いずれも人件費のみの補正でございます。

民生費につきましては、4,539万3,000円の増額で、うち、社会福祉費は、851万1,000円の増額で、主に人件費と特別会計の繰出金の補正でございます。児童福祉費は3,687万1,000円の増額で、児童公園整備事業における工事請負金などを計上いたしております。国民年金事務取扱費は1万1,000円の増額で、人件費の補正でございます。

衛生費につきましては、777万1,000円の減額で、うち、保健衛生費は1,812万9,000円の減額、清掃費は1,035万8,000円の増額で、主に人件費と特別会計繰出金の補正でございます。

農林水産業費につきましては、720万1,000円の増額。うち、農業費は1,003万8,000円の増額で、ため池浚渫工事の工事請負金などを計上いたしております。林業費は283万7,000円の減額で、緊急防災林整備事業補助金などを計上いたしております。

商工費につきましては、329万8,000円の減額で、主に人件費と特別会計繰出金の補正でございます。

土木費につきましては、7,069万3,000円の増額で、うち、土木管理費は、182万9,000円の増額で、人件費の補正でございます。道路橋梁費は6,564万6,000円の増額で、人件費の補正と道路長寿命化事業における工事請負金などを計上いたしております。下水道費は27万8,000円の減額で、特別会計繰出金でございます。住宅費は349万6,000円の増額で、人件費の補正でございます。

消防費につきましては、231万5,000円の減額で、主に人件費の補正を計上いたしております。

教育費につきましては、838万3,000円の増額でございます。うち、教育総務費は206万5,000円の増額。小学校費は47万2,000円の増額。中学校費は2万円の増額で、それぞれ主に人件費の補正でございます。社会教育費は435万5,000円の増額で、スピカホールの自動火災報知機の修繕料などを計上いたしております。保健体育費は147万1,000円の増額で、給食センターの調理機器更新に伴う備品費などを計上いたしております。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費1,150万円の増額で、令和3年7月豪雨災害によって発生した農地、農業用施設の復旧工事における工事請負金などを計上いたしております。

公債費につきましては、2億2,920万8,000円の増額で、このたびの歳入補正における、普通交付税の増額、前年度繰越金などを原資として、地方債の繰上償還の財源として、補正をいたしております。

次に、地方債の追加及び変更につきましては、第2表、地方債補正によりまして、ご説明をさせていただきます。

まず、追加の児童公園整備事業でございますが、旧佐用保育園跡地の憩いの広場に児童公園を整備する工事請負金に関して、過疎対策事業債を追加計上いたしております。

変更となります支所等整備事業、農業生産基盤整備事業、道路長寿命化事業、河川整備事業につきましては、事業費の増額等に対応いたしまして、地方債の限度額を設定し、また、地方債の組み替え等を行っております。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第91号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,435万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,943万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

繰入金につきましては、307万5,000円の減額で、うち、他会計繰入金は716万2,000円の増額で、一般会計繰入金の増額でございます。基金繰入金は1,023万7,000円の減額で、財政調整基金繰入金の減額でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,743万円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、6万3,000円の増額で、職員人件費の補正でございます。

諸支出金につきましては、1,429万2,000円の増額で、前年度の保険給付費等交付金の実績に基づく返還金でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第92号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ251万4,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,045万2,000円に、改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

繰入金につきましては、377万3,000円の減額で、職員給与費等繰入金の減額でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金125万9,000円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費377万3,000円の減額で、職員人件費の補正であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、過年度分の保険料負担金125万9,000円の増額でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第93号、佐用町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,121万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,434万円に改めるものであります。

まず、歳入から説明させていただきます。

繰入金につきましては、1,545万3,000円の増額であります。うち、一般会計繰入金は

291万2,000円の減額。基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金1,836万5,000円を増額計上いたしております。

繰越金につきましては、576万3,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

総務費につきましては、291万2,000円の減額であります。うち、総務管理費は、人事異動に伴う人件費の補正として317万6,000円の減額で、介護認定審査会費は26万4,000円の増額でございます。

次に、地域支援事業費につきましては、包括的支援事業費の費目間相互の予算の組み替えを行うものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金2,412万8,000円の増額で、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算による、国庫負担金、県負担金などの返還金に伴う追加計上でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第94号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ266万円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,012万9,000円に改めるものでございます。

今回の補正の主なものは、令和2年度繰越金の確定、人事異動に伴う人件費の見直し、委託料の精査による管理費の減額によるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,238万1,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、972万1,000円の増額で、令和2年度決算の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、管理費266万円の減額で、人件費の増額、機器の交換部品購入による原材料費の増額及び施設清掃委託料精査による委託料の減額によるものであります。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第95号、令和3年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ207万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億168万2,000円に改めるものであります。

今回補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の見直し、浄化センター汚泥処理委託料の増額、令和2年度繰越金等の確定によるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金27万8,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、234万9,000円の増額で、令和2年度決算の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、207万1,000円の増額でございます。うち、管理費は207万9,000円の増額で、三日月浄化センターの汚泥脱水機更新に伴う搬出費用等による浄化センター汚泥処理委託料の増額、薬品保存用冷蔵庫の購入に係る備品費の増額などがございます。事業費につきましては、8,000円の減額で、人件費でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第96号、令和3年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）に

つきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ3万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,440万3,000円に改めるものでございます。

補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の見直し、令和2年度繰越金等の確定によるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計繰入金52万8,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、55万8,000円を増額で、令和2年度決算の確定によるものであります。

次に、歳出でございます。生活排水処理事業費につきましては、農業集落排水施設管理費3万円の増額で、人件費の見直しによるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第97号、令和3年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ13万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億648万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。繰入金につきましては、36万8,000円の減額で、一般会計繰入金の減額であります。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、50万3,000円を増額であります。次に歳出でございます。社会教育費につきましては、11万7,000円の減額であります。うち、社会教育総務費におきましては、人事異動に伴う人件費の整理で36万8,000円の減額。グループロジック運営費の修繕料25万1,000円を増額いたしております。

諸支出金につきましては、基金費の任意積立金として25万2,000円を増額いたしております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

議案第98号、佐用町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、人件費の変更でございます。

主な収益的収入及び支出から説明させていただきます。支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用につきましては、1万8,000円を増額で、人件費でございます。

次に、資本的収入及び支出において、支出の第1款、資本的支出、第1項、建設改良費につきましては、47万5,000円を増額で、これも人件費でございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算（第1号）の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第90号から議案第98号までの補正予算につきまして、ご説明をさせていただきました。それぞれ、十分ご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしく願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 議案第90号から議案第98号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第90号から議案第98号については、9月22日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

-
- 日程第 32. 認定第 1 号 令和 2 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 2 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34. 認定第 3 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 4 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 5 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 6 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38. 認定第 7 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 8 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 40. 認定第 9 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 41. 認定第 10 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 42. 認定第 11 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 43. 認定第 12 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 44. 認定第 13 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 45. 認定第 14 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 32 に入りますが、日程第 32 から日程第 45 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 32、認定第 1 号、令和 2 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 45、認定第 14 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでの 14 件を、一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、令和 2 年度の全会計の決算につきまして、ただ今から提案説明をさせていただきます。

上程いただきました認定第 1 号から認定第 14 号までということで、非常に長い提案説明となりますので、しばらく、よろしくお願いを申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出をし、議会の認定を賜りたく存じますので十分にご審議をいただきますように、よろしく、まず、お願い申し上げたいと思います。

それでは、提案説明をさせていただきます。

認定第 1 号、令和 2 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきましては、千円単位で申し上げます。

まず、決算書 70 ページ、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思います。

一般会計の歳入総額は155億8,470万8,000円（155億8,470万3,000円に休憩後に訂正あり）、歳出総額が153億9,791万7,000円、歳入歳出差引額1億8,678万6,000円で、翌年度に繰り越すべき財源が3,258万円でございますので、実質収支額は1億5,420万6,000円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を8,000万円といたしております。

ちょっと、休憩してください。

議長（石堂 基君） 休憩します。

午後01時34分 休憩

午後01時34分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、再開します。

町長（庵途典章君） 失礼しました。

ちょっと、間違った数字を申し上げたようで、訂正をさせていただきます。

改めて、一般会計の歳入総額は155億8,470万3,000円、歳出総額が153億9,791万7,000円、差引額1億8,678万6,000円で、翌年度に繰り越すべき財源が3,258万円でございますので、実質収支額は1億5,420万6,000円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を8,000万円といたしております。

次に、決算書1ページ、一般会計歳入決算書をご覧いただきたいと思います。

歳入につきまして、款ごとの収入済額、及び、その歳入総額に対する割合等について、ご説明をさせていただきます。

町税は21億7,968万3,000円で13.99%でございます。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付をされたものであります。地方譲与税1億6,781万円で1.08%、利子割交付金は183万9,000円で0.01%、配当割交付金は1,030万8,000円で0.07%、株式譲渡所得割交付金は1,190万円で0.08%、法人事業税交付金は958万9,000円で0.06%、地方消費税交付金は3億6,660万円で2.35%、ゴルフ場利用税交付金は4,611万円で0.30%、自動車取得税交付金は8,000円、環境性能割交付金は1,610万6,000円で0.1%でございます。

地方特例交付金は、1,689万円で0.11%。

地方交付税は、58億7,782万9,000円で37.71%となっております。そのうち、特別交付税が5億6,910万円でございます。

交通安全対策特別交付金は、351万9,000円で0.02%となっております。

分担金及び負担金は、4,793万6,000円で0.31%。その主なものは、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は、2億2,348万円で1.43%。主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料などでございます。

国庫支出金は29億2,020万6,000円で18.74%。児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、特別定額給付事業費補助金や地方創生臨時交付金などを受け入れております。

県支出金は、9億2,149万1,000円で5.91%。主なものは、医療保険事業に係る保険基金安定負担金、障害者福祉サービス負担金、地籍調査事業委託金などでございます。

財産収入は 6,345 万 8,000 円で 0.41%、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子などでございます。

寄附金は、2,687 万 1,000 円で 0.17%、一般寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。

繰入金は、2 億 8,099 万 9,000 円で 1.80%、特別会計繰入金と基金繰入金でございます。

繰越金は 5,440 万 7,000 円、0.35%で、うち、繰越明許費に係るものは 1,299 万 8,000 円でございます。

諸収入は、2 億 7,563 万 6,000 円で 1.77%になります。

町債は、20 億 6,202 万 2,000 円で 13.23%、その内訳は、臨時財政対策債 2 億 4,995 万 1,000 円、合併特例事業債 6 億 6,240 万円、過疎対策事業債 7 億 3,690 万円などとなっております。

次に、歳出でございますが、歳入と同様、款ごとの支出済額、及び、その歳出総額に対する割合等につきましてご説明をさせていただきます。

議会費は、1 億 1,091 万 4,000 円で、歳出総額に占める割合は 0.72%になります。

総務費は、40 億 3,203 万 5,000 円で 26.19%であります。総務管理費におきまして、特別定額給付金事業、地方創生臨時交付金事業など新型コロナウイルス感染症対応などによる諸事業のほか、庁舎管理などを行う財産管理、協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。

民生費は、35 億 3,516 万 1,000 円で 22.96%。主な事業といたしまして、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業、障害者福祉サービス事業などでございます。児童福祉費におきましては、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園等の運営事業などが主なものでございます。

衛生費については、10 億 9,204 万円で 7.09%でございます。主な事業といたしまして、保健衛生費におきましては、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業でございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金、クリーンセンター、衛生公苑などの施設管理事業が主なものであります。

農林水産業費は、9 億 8,694 万 2,000 円で 6.41%であります。主な事業といたしまして、農業費におきまして、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、有害鳥獣駆除活動補助事業、航空レーザー測量事業などを実施いたしております。

商工費は、2 億 4,445 万 8,000 円で 1.59%であります。主な事業といたしまして、町商工会助成金、町観光協会補助金、笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は、15 億 3,993 万 4,000 円で 10%になります。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施し、道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

消防費は、5 億 2,135 万 5,000 円で 3.39%でございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は、8 億 7,622 万 8,000 円で 5.69%であります。小学校費及び中学校費におきましては、学校管理・教育振興・通学対策事業などを実施いたしました。社会教育費におきましては、青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などのほか、利神城跡整備事業を実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ

振興策として体育協会補助、及び体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。

公債費は、23億2,121万円、15.07%でございます。うち、10億2,412万2,000円は後年度負担の軽減を図るため繰上償還をいたしております。

諸支出金は、1億3,763万4,000円で0.89%。公営企業費及び基金費でございます。

以上で、一般会計の決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第2号、令和2年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額7,756万3,432円、歳出総額7,756万2,000円、差引き1,432円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書71ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書11ページ、まず、歳入から説明をさせていただきます。

財産収入が3,648万2,000円で、うち、出資配当金が2,500万円、町有地である、発電施設用地の賃貸料が1,148万2,000円でございます。

諸収入は、4,107万8,029円で、資金貸付金元利収入となっております。

なお、歳出でございますが、13ページをご覧ください。

諸支出金につきまして、一般会計への繰出金が7,756万2,000円でございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、認定第3号、令和2年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入総額20億7,437万3,478円、歳出総額20億5,694万2,173円、差引き額1,743万1,305円となっております。

実質収支につきましては、決算書72ページをご覧ください。

次に、決算書15ページ、まず、歳入からご説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、3億6,443万5,114円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として13万6,700円でございます。

国庫支出金は、354万9,000円で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と災害等臨時特例補助金でございます。

県支出金は、15億2,318万1,766円で、内訳は、保険給付に要する費用に係る普通交付金が14億4,693万6,966円、市町の状況に応じて配分される特別交付金が7,624万4,800円でございます。

財産収入は、12万2,357円で、基金の預金利子であります。

繰入金は、1億7,333万3,441円で、内訳は、他会計繰入金が1億6,296万8,733円、基金繰入金が1,036万4,708円でございます。

繰越金は、405万9,343円で前年度繰越金であります。

諸収入は、555万5,757円で、内訳は、延滞金、加算金及び過料が292万2,028円、受託事業収入が19万522円、雑入が244万3,207円でございます。

続いて、決算書17ページからの歳出についてご説明をさせていただきます。

総務費は、3,241万9,896円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が3,093万7,296円で、賦課徴収事務に係る徴税費が126万4,700円、運営協議会費が21万7,900円でございます。

保険給付費は、14億3,261万2,847円で、内訳は、療養諸費が12億2,676万9,576円、高額療養費が2億188万4,411円、出産育児諸費が250万8,860円、葬祭諸費が145万円

でございます。

国民健康保険事業費納付金は、5億4,195万5,525円で、内訳は、療養給付費分3億9,592万1,072円、後期高齢者支援金等分1億1,164万2,910円、介護納付金分3,439万1,543円でございます。

保健事業費は、892万8,833円で、内訳は、特定健康診査等事業費が772万1,266円、保健事業費が120万7,567円でございます。

基金積立金は、2,512万2,357円で、国保準備基金積立金でございます。

諸支出金は、1,590万2,715円で、償還金及び還付加算金として前年度の補助金・交付金等の精算に基づく返還金と、過年度の保険税還付による返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第4号、令和2年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額、歳入総額3億1,810万7,071円、歳出総額3億1,277万8,130円、差引き額532万8,941円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書21ページ、まず、歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料は、2億1,620万500円。

使用料及び手数料は、督促手数料として1万1,900円でございます。

県広域連合支出金は、186万6,630円で、後期高齢者の健康診査事業等に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

国庫支出金は、53万6,000円で高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

繰入金は、9,445万9,123円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の一般会計からの繰入金でございます。

繰越金は、447万5,675円でございます。

諸収入は、55万7,243円で、償還金及び還付加算金等でございます。

続いて、決算書23ページから歳出についての説明をさせていただきます。

総務費は、1,114万3,160円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は、188万703円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億9,919万2,024円で、徴収した保険料及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は、56万2,243円で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、令和2年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定といたしましては、歳入総額27億6,828万5,012円、歳出総額27億6,252万500円、歳入歳出差引き額576万4,512円となっております。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書25ページ、まず、歳入よりご説明を申し上げます。

保険料は、5億357万9,516円で、第1号被保険者保険料でございます。

分担金及び負担金につきましては、収入額はございません。

使用料及び手数料につきましては、手数料3万6,600円。督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、6億8,988万6,745円で、うち、国庫負担金は4億5,054万5,050円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は2億3,934万1,695円で、

主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金でございます。

支払基金交付金につきましては、6億9,366万2,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金につきましては、4億59万5,000円で、うち、県負担金は3億8,568万円で、介護給付費負担金。県補助金は1,491万5,000円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、13万2,319円で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金につきましては、4億7,126万8,226円で、うち、一般会計繰入金は4億4,476万7,226円。基金繰入金は2,650万1,000円、介護保険給付費準備基金繰入金でございます。

繰越金につきましては、476万1,063円で、前年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、436万3,543円で、主なものは、食の自立支援事業及び頭と体の健康教室などの実費徴収金でございます。

次に、29ページ、歳出のご説明を申し上げます。

総務費につきましては、1億1,330万7,935円でございます。そのうち、総務管理費は1億353万1,837円で、主なものは、人件費、電算システムに係る委託料など、事務費でございます。介護認定審査会費は870万2,988円で、主治医意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬などでございます。運営協議会費は28万1,110円。地域支援事業費は79万2,000円でございます。

保険給付費につきましては、25億1,214万715円であります。うち、介護サービス等諸費は22億4,353万1,415円で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。介護予防サービス等諸費は9,341万936円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費は185万3,604円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費は5,093万2,130円。特定入所者介護サービス等費は1億1,338万2,706円、いわゆる補足給付費でございます。高額医療合算介護サービス等費は902万9,924円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,022万9,832円あります。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は4,646万9,035円で、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る経費でございます。一般介護予防事業費は289万8,124円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業などの経費であります。包括的支援事業費は811万7,155円。地域包括支援センターの業務に係る経費、及び生活支援コーディネーター設置に係る委託経費でございます。任意事業費は1,260万6,306円で、食の自立支援事業など、家族介護支援事業が主なものでございます。その他諸費は13万9,212円で、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金3,424万3,319円でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金3,259万8,699円で、第1号被保険者保険料還付金及び過年度分精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額は歳入歳出とも515万4,080円でございます。

実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入よりご説明申し上げます。

サービス収入につきましては、515万4,080円でございます。うち、予防給付費収入は

400万9,480円で、介護予防サービス計画費収入でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は114万4,600円で、総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費収入でございます。

続いて、35ページの歳出でございますが、サービス事業費につきましては、12万6,680円で、居宅サービス事業費でございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金502万7,400円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第6号、令和2年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は歳入歳出ともに1億731万5,444円でございます。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書37ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

事業収入につきましては、6,586万9,264円で、施設の入所者に係る生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体が負担するものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1万1,880円で、行政財産使用料でございます。

寄附金につきましては、2万5,000円で、一般寄附金であります。

繰入金につきましては、4,123万3,481円で、一般会計からの繰入金であります。

諸収入につきましては、17万5,819円で、受託事業収入は4万9,530円、雑入は12万6,289円あります。

続きまして、39ページ、歳出であります。民生費につきましては、1億731万5,444円で、老人ホーム費におきまして、職員人件費、施設の管理運営費及び入所者の生活費などを支出いたしております。

予備費につきましては、支出はございません。

以上で、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号、令和2年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明をいたします。

簡易水道事業は、令和2年度末の給水人口1万2,215人で、前年度に比べ236人の減となっております。配水量は199万5,667立米で前年度より5万9,017立米の減、有収率は82%であります。

決算額は、歳入総額5億5,998万757円、歳出総額5億4,779万4,547円で、差引き額1,218万6,210円となっております。

実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書41ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、450万4,766円で、新規加入14件の負担金でございます。

使用料及び手数料は、3億1,938万8,123円で、使用料3億1,878万4,823円のうち、現年度分の収納率99.49%。手数料60万3,300円は、給水工事検査、開閉栓手数料など204件分でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子17万1,054円。

繰入金は、9,420万6,237円で、一般会計繰入金9,377万1,000円は、町内の中小企業者及び町民の水道使用料基本料金を3カ月間減免をいたしました減免額相当分3,305万7,000円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として含まれております。基金繰入金43万5,237円を繰入れております。

繰越金は、前年度繰越金908万2,632円でございます。

諸収入は、水道管移設補償費、消費税還付金等で1,792万7,945円。

町債は、簡易水道事業債 1 億 1,470 万円でございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費は、3 億 6,640 万 1,316 円で、うち、管理費 2 億 2,543 万 3,723 円は、人件費や各種負担金、消費税などの一般管理費、及び現場管理費の電気料、各種修繕、施設管理委託料、送水ポンプ更新など工事請負金等の経常経費でございます。建設改良費 1 億 4,096 万 7,593 円は、膜モジュール更新工事、水道管更新工事等でございます。また、志文地区の明尾橋水管橋障害管移設工事で 624 万 4,000 円を翌年度へ繰越しをいたしております。

公債費は、起債償還元金及び利子で 1 億 8,139 万 3,231 円でございます。

以上、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 8 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明をいたします。

決算額は、歳入総額 10 億 6,890 万 6,365 円、歳出総額 10 億 6,542 万 5,897 円で、差引額 348 万 468 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書 45 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、310 万円で、新規加入 12 件及び加入工事 2 件の負担金でございます。

使用料及び手数料は、2 億 2,733 万 6,027 円で、使用料 2 億 2,728 万 1,027 円のうち、現年度分の収納率は 99.44%、手数料 5 万 5,000 円は、排水工事店指定手数料など 7 件分であります。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金 2 億 2,089 万 5,000 円で、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金 4 億 559 万 4,000 円で、収入が減少した事業者に対する下水道料金の超過分を 6 カ月間減免をいたしました減免額相当分 298 万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として含まれております。

繰越金は、前年度繰越金 686 万 9,767 円であります。

諸収入は、水道管移設補償費等 111 万 1,571 円。

町債は、公共下水道事業債 2 億 400 万円でございます。

次に歳出でございますが、47 ページ、公共下水道事業費は、6 億 5,386 万 7,957 円で、うち、管理費 1 億 9,259 万 6,418 円は、人件費や各種負担金、消費税等の一般管理費、及び現場管理費として、各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託料、修繕等の経常経費でございます。事業費 4 億 6,127 万 1,539 円は、建設改良費として、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、統合事業に係る管渠築造工事、三日月浄化センター改築工事及び前処理施設建設工事等で、引き続き 4 億 5,516 万 7,000 円を翌年度へ繰越ししております。

公債費につきましては、4 億 1,155 万 7,940 円で、下水道事業債の償還元金及び利子でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明をいたします。

決算額は、歳入総額 4 億 1,134 万 1,458 円、歳出総額 4 億 1,078 万 2,234 円で、差引額 55 万 9,224 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書の実施収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書 49 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、42 万 5,000 円で、新規加入 1 件及び工事負担金 1 件でございます。

使用料及び手数料は、9,100 万 3,697 円で、うち、現年度収納率は合併浄化槽使用料 99.3%、農業集落排水施設使用料 99.48%でございます。

繰入金につきましては、一般会計より 3 億 1,801 万 6,000 円で、収入が減少した事業者に対する下水道料金の超過分を 6 カ月間減免をいたしました減免額相当分 111 万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として含まれております。

繰越金は、前年度繰越金 85 万 1,161 円でございます。

諸収入では、104 万 5,600 円で、浄化槽事務取扱手数料とブロワ更新による補助金でございます。

次に、歳出でございますが、51 ページ、生活排水処理事業費は、1 億 8,931 万 6,350 円で、うち、浄化槽管理費 1 億 3,100 万 3,334 円、ブロワー等の修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等でございます。農業集落排水施設管理費 5,804 万 9,016 円は、人件費、各種負担金等の一般管理費、及び、現場管理経費として、各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託料、修繕工事費等でございます。次に、農業集落排水施設事業費 26 万 4,000 円は、新規加入に伴う管渠接続工事費でございます。

公債費につきましては、2 億 2,146 万 5,884 円で、合併処理浄化槽設置事業及び、農業集落排水事業の町債にかかる償還元金、償還利子でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明をいたします。

決算額は、歳入総額 1 億 97 万 9,374 円、歳出総額 1 億 47 万 5,013 円で、差引き額 50 万 4,361 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書 53 ページ、まず、歳入から説明をさせていただきます。

使用料及び手数料は、134 万 4,030 円で、財産収入は 7 万 8,747 円で、基金の利子でございます。

繰入金は、1,957 万 1,000 円。

繰越金は、46 万 4,579 円。

諸収入は、7,952 万 1,018 円で、主なものは天文台公園運営委託金とロッジ利用料などでございます。

次に、歳出でございますが、教育費は、1 億 16 万 3,266 円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は、31 万 1,747 円で、基金費でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算について、提案のご説明を申し上げます

令和 2 年度歳入歳出決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が発出されたことから令和 2 年 4 月 9 日から大浴場の営業中止、4 月 10 日からレストラン以外の会食及び宿泊の営業中止、4 月 30 日から 5 月 21 日までの 22 日間、全館営業中止、夏休み期間中には緊急事態宣言は発出されておりましたが、感染拡大で団体宿泊のキャンセルが多く出ております。また、まん延防止等重点措置期間を含めた 11 月 28 日から令和 3 年 3 月 2 日まで大浴場の営業を中止するなど、1 年間を通じて大きな収入減となりましたことを、最初にご報告させていただきます。

それでは、具体的な数値でございますが、歳入総額、歳出総額とも 9,989 万 8,919 円でございます。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。次に、決算書 57 ページ、まず歳入よりご説明をいたします。

笹ヶ丘荘事業収入は、2,585 万 9,778 円。

繰入金、7,401 万 322 円。

諸収入、2 万 8,819 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 9,989 万 8,919 円で、その主なものは、人件費、賃金、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等でございます。

令和 2 年度の施設利用客数は、宿泊者 2,217 人、食事 1 万 366 人、入浴 2,867 人、会議 67 人で合計 1 万 5,517 人で、利用者全体では、前年と比較して、1 万 6,968 人の減となっており、先ほど報告いたしました新型コロナウイルス感染症による影響が大きな要因となったところでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額、歳入総額 178 万 2,040 円、歳出総額 153 万 6,007 円、差引き 24 万 6,033 円となっております。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 61 ページ、まず、歳入から説明をさせていただきます。

財産収入 144 万 6,168 円は、基金預金利子が 5 万 1,168 円で、売払代金は、下徳久の 1 区画を販売しまして、139 万 5,000 円でございます。

繰越金は、前年度繰越金 33 万 5,872 円でございます。

歳出につきましては、決算書 63 ページから、宅地造成費が 153 万 6,007 円で、内訳といたしまして、チラシ印刷費が 6 万 6,935 円、草刈り管理費などが 1 万 5,974 円、基金積立金が 144 万 6,168 円でございます。

なお、令和 2 年度末で残る分譲地は、広山団地 1 区画、茶屋 2 区画の計 3 区画となっております。

令和 2 年度において分譲価格及び若者価格の見直しを行っており、一層の宅地分譲を進め、定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

次に、認定第 13 号、令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算額、歳入総額 449 万 9,211 円、歳出総額 3,120 円、差引き 449 万 6,091 円となっております。

次に、決算書 65 ページ、まず、歳入より説明をいたします。

令和 2 年度の財産収入はございません。

繰越金は、449 万 4,711 円。

諸収入の町預金利子は 4,500 円となっております。

次に、歳出でございますが、67 ページ、歳出につきましては、総務費が 3,120 円でございます。

以上で、石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 14 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計決算の認定につきまして、提案のご説明をいたします。

令和 2 年度の業務量は、年度末給水人口 3,764 人で、前期より 109 人の減少、給水栓数

は1,747栓で、31栓の増加となっております。

今期の配水量は、59万84立米で前期より5万1,655立米の減少、有収水量は49万7,507立米で9,959立米の減少で、有収率は84.3%となっております。

まず、財政状況についてご説明をさせていただきますが、収益的収入の第1款、水道事業収益は2億2,464万5,345円で、前年度に比へまして332万4,148円の減収となっております。その主なものは、繰入基準に満たない高料金対策費の減収による他会計補助金の減少等によるものでございます。

また、収益的支出では、第1款、水道事業費は2億2,215万9,078円で、前年度に比へて181万725円の減額となっております。その主なものは、隔年実施の電気計装等保守点検による営業費用の減少によるものでございます。

次に、3ページ資本的収入では、第1款、資本的収入は2億2,455万9,522円で、その主なものは、施設や管路等の更新に伴う企業債の借り入れ、他会計出資金、一般会計出資金、他会計補助金でございます。

また、資本的支出では、第1款、資本的支出は、2億7,464万3,611円で、その主なものは、久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事、双観橋水管橋や浄水場の計器更新等と企業債償還金でございます。

次に、5ページ損益計算書では、営業収益8,477万2,029円に対して、営業費用は2億268万1,639円で、営業損失は1億1,790万9,610円となり、一方、営業外収益は1億1,751万3,660円に対し、営業外費用は1,467万9,309円となっております。よって、差引き経常損失は1,507万5,259円となり、その他特別利益29万7,590円と特別損失1,611円を加え、当年度の純損失は、1,477万9,280円となり、前年度繰越欠損金3億4,794万1,305円を加えまして、3億6,272万585円が当年度の未処理欠損金となり、7ページの欠損金処理計算書及び翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類等を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の提案のご説明を終わらせていただきます。

以上で、令和2年度の一般会計及び13の特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、また、決算特別委員会をもちまして、十分慎重にご審議をいただき、ご認定をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 認定第1号から認定第14号までについて、当局の説明は終わりました。

ただ今議題としております、認定第1号から認定第14号については、決算認定に関する案件であります。

この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第14号については、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

日程第 46. 決算監査報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 46 に入ります。決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号から認定第 14 号については、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より審査報告を受けます。

中井代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 中井幹夫君 登壇〕

代表監査委員（中井幹夫君） 本年 4 月に代表監査委員に就任しました中井でございます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、決算審査の報告に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町の振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の皆様には、町民福祉の向上のために献身的に取り組まれておりますことを、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 2 年度決算審査であります。一般会計及び特別会計は、令和 3 年 7 月 30 日から 8 月 6 日の間に計 5 日間、また、水道企業会計は 6 月 28 日に、岡本安夫議選監査委員と審査を実施いたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数が正確であるか。予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施しました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法律に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に適正であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見の主なものを審査のまとめとして、27 ページから 28 ページに記述しておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、1 点目は、より効率的かつ効果的な事務事業の執行についてであります。

少子高齢化や過疎化など、多くの課題が山積する中、今後においても行財政改革の実施は必須となります。そうしたことを踏まえ、償還が有利な起債の借入や繰上償還の実施などにより、町財政の後年度負担の軽減、これは順調に推移しており評価いたします。

また、町税等の収納率の維持向上とともに、債権回収専門員の配置、町債権の適正管理等に努めていることを認め、町民負担の公平の確保と円滑な財政運営に繋がる効果を期待します。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策のため、いち早く商工業者応援金事業を実施されたことや、交付金等を活用し子育て世帯の支援、感染拡大防止対策、医療機関の支援などに積極的に取り組まれたことは、成果として現れてくることを強く望むものです。

しかし、今後見込まれる町道や上下水道などのインフラ整備により町の財政状況は、より厳しさを増すことは明らかであり、住民の視点に立った、より効率的かつ効果的な行政

サービスの提供を目指し、事務事業の徹底的な精査と不断の見直しをお願いするとともに、町財政の状況を十分に町民に周知していただくことも必要です。

なお、令和2年に発生したタクシー券の不正請求事件については、再発防止はもとより、外出支援サービス事業の維持確保に向け努力をお願いいたします。

2点目は、子育て・教育環境の充実についてであります。

教育環境については、1人1台のタブレット端末整備や特別教室の空調整備が完了するなど教育環境の改善が実施されました。また、子育て支援においては、令和2年度から高校生等に係る医療費の一部助成を加え、従来からの町独自の取組も継続することで、安心して子供を産み育てられる社会環境の整備に努められるようお願いいたします。

3点目は、文化財の保存と活用についてであります。

町の歴史的遺産を後世へ継承するため、利神城跡応急対策が3年計画で実施されています。また、平福の古民家・旧酒造場の利活用事業の展開など、歴史的資源の保存と活用に取り組まれていることを評価するとともに、それら町内の歴史文化資産を活用し、地域の活性化や地域経済の振興につながるよう効果的な取組を期待します。

4点目は、公共施設の適正な管理と学校跡地等の利活用についてであります。

将来にわたって安心して暮らせる町づくりのため、播磨徳久駅構内架道橋新設工事や下水道施設の統合など社会インフラの改善と長寿命化・効率化に取り組む一方、養護老人ホーム朝霧園移転改築や三日月支所改築工事など大規模な建設事業も効果的に実施されています。

公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、三日月支所の複合施設化は効果的であると認めるものです。その他施設についても、その役割や建設年度等を踏まえ、類似施設の集約・統合も含め長期的な視点をもった施設の維持管理・活用を目指していただきたい。

あわせて、町内に残るMC・ファースティコム株式会社跡地などの遊休町有地、また、利神小学校と三河小学校跡地の利活用については、町構想に沿って地域の活性化と交流人口の増加等につながるよう、慎重に検討をお願いします。

また、規模適正化によって廃校・廃園となった学校・保育園などの施設について、旧小学校体育館のどんちょうの吊り物を撤去するなど、安全面への配慮もなされていますが、建物等の老朽化などによる問題も発生しており、適正な管理・運営に努めてください。

なお、建設後約30年を経過した土づくりセンター、これは施設改修や機器の更新が必要と聞きます。運営方法の見直しなど経営改善を図っていただきたい。

5点目は、行政組織の効率化とデジタル化についてであります。

佐用町は合併以降「行政組織の効率化」に取り組み、適正化計画の目標とする職員数250人、これを平成30年度には達成し、効率的な組織運営がなされています。

限られた職員数で行政サービスを提供していくために、人員の適正な配置、職員の特性を踏まえた人材育成等を行い、職員の労働環境やメンタル面のケアなどの安全衛生面にも配慮した、柔軟で効率的な組織運営に引き続き取り組んでください。

また、コロナ禍等で変化する社会情勢を踏まえ、職員の意識改革や資質向上に取り組むとともに、組織として、行政手続きのオンライン化やオンライン相談の導入など行政組織のデジタル化を引き続き推進するとともに、情報弱者への対応もあわせて検討していただきたい。

最後の6点目は、上下水道施設の維持管理についてであります。

人口減少による料金収入の減少が予測される一方、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の著しい増大が見込まれ、上下水道事業は厳しい経営環境となることが予想されていますが、住民生活に必要なサービスを安定的に継続するために、公営企業会計化を念頭にして、

中・長期的な経営計画や施設更新計画の策定、必要な投資計画を含む適正な料金算定等の取組をお願いするものです。

最後に、議会及び行政当局の皆様による安定した行財政運営が継続され、また、佐用町の魅力・元気づくりを目指し、さらなるご努力をお願いして、決算審査の意見とさせていただきます。

これで終わります。

議長（石堂 基君） 代表監査委員の決算監査報告は、終わりました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を3時とします。

午後02時48分 休憩

午後02時59分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第47. 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議長（石堂 基君） 次の日程第47は、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてであります。この件については、8月6日付で佐用町選挙管理委員会委員長より、任期満了により選挙を行うべき事由が発生した旨の通知を受けております。よって、本日の会議で、選挙を行うものであります。

任期につきましては、令和3年12月2日から令和7年12月1日までであります。

ただ今から、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

続いて、お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名します。

まず、選挙管理委員には、今西憲一氏、小林隆俊氏、長尾富夫氏、前澤敏美氏。以上の方

を、次に、補充員として、1番、鎌井千秋氏。2番、岡本隆文氏。3番、岩本弘美氏。4番、森下 守氏。以上の方を指名します。

ここで、指名しました方の名簿等の配付のため、しばらく休憩します。

午後03時01分 休憩

午後03時02分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。ただ今、指名しました方を、選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました選挙管理委員4名及び同補充員4名の方が、選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただ今指名しました順にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただ今指名しました順序に決定しました。

日程第48. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第48、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町末廣2021番地1、野村正明氏の任期が、本年12月31日をもって満了となります。引き続き人権擁護委員としてご就任をいただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3カ年となります。

ご同意をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 03 時 04 分 休憩

午後 03 時 05 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。諮問第 3 号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号は適任と答申することに決定しました。

日程第 49. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 49、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和 2 年度佐用町一般会計及び 12 特別会計と水道事業会計決算の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 50. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 50 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されていますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を発表します。

佐用町議会、決算特別委員会委員長に西岡 正義員。副委員長に児玉雅善議員。以上の両議員が、決算特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。

よろしくお願ひします。

日程第 51. 委員会付託について

議長（石堂 基君） 続いて日程第 51、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 03 時 07 分 休憩

午後03時08分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。
お諮りします。お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日9月3日から15日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
なお、次の本会議は9月16日木曜日午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださるようお願いいたします。
最後に、決算特別委員会、西岡 正委員長から、御挨拶をいただきたいと思います。

決算特別委員長（西岡 正君） 失礼します。
就任の挨拶ということでございます。私のほうから挨拶しますけれども、先ほど、議長の指名によりまして、令和2年度の決算特別委員会委員長にご指名をいただいて、児玉議員に副委員長ということであります。
6日、7日の審議になりますけれども、皆さん方のご協力によりまして、委員会がスムーズに適切妥当な答えが得られますようご協力いただきますようお願いいたしまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。

議長（石堂 基君） よろしく申し上げます。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時10分 散会